

2007 年度

アジア経済研究所業績評価報告書

2008 年 5 月

独立行政法人 日本貿易振興機構  
アジア経済研究所

<目次>

I. 2007年度アジア経済研究所業績評価の実施について	
1. 趣旨	3
2. 評価対象事業	3
3. 評価実施体制	3
4. 評価実施方法	3
II. 調査研究事業	
1. 査読評価項目	7
2. 査読結果(5段階評価結果)	8
3. 査読結果(研究成果に対するコメント)	9
(参考資料)	
アジア経済研究所業績評価の実績	64

## I. 2007年度アジア経済研究所業績評価の実施について

## 1. 趣旨

アジア経済研究所における調査研究活動及びその他の事業活動を的確に評価することにより、研究所の活性化を図りさらには研究所事業の透明性を高め国民への説明責任を果たすことを目的として、「アジア経済研究所業績評価委員会の設置に関する内規」に基づき、2007年度アジア経済研究所業績評価（以下「業績評価」）を行った。

業績評価は、独立行政法人評価委員会で実施される法定評価とは別に研究所が自主的に行うものであるが、評価結果については経済産業省独立行政法人評価委員会での評価に活用するものとする。

## 2. 評価対象事業

2007年度は、調査研究事業、成果普及事業、研究交流事業、図書館事業、人材育成事業の内、法定評価の対象となっている「調査研究事業」について業績評価を実施した。

## 3. 評価実施体制

調査研究事業

2007年度に終了した25研究会の研究成果の査読を行うため、1研究会あたり2名計50名の専門委員を委嘱した。

## 4. 評価実施方法

### (1) 調査研究事業

専門委員は、調査研究事業の研究成果を査読し、査読票の評価項目に従い、5段階の評価点を付し、定量的な評価を行うとともに、自由記述によるコメントを付し、定性的な評価も行う。

(2) 最終的な評価については事務局で報告書にとりまとめ、公表する。

## Ⅱ. 調查研究事業 (研究成果查読結果)

## 査読評価項目

- ① 「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。
- ② 「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。
- ③ 先行研究についての的確な言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。
- ④ この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。
- ⑤ 論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか。
- ⑥ 総合評価

<b>&lt;5段階評価の基準&gt;</b>
<b>5. 大変評価できる      4. 評価できる      3. 普通</b>
<b>2. あまり評価できない    1. 評価できない</b>

## 査読結果(5段階評価結果)

	(a) 中国の企業-改革と高度化		(b) 中国の政治的安定性の課題		(c) インド経済成長の条件		(d) 産業クラスター形成		(e) アフリカ紛争後の課題		(f) アジアにおける選挙と民主主義		(g) 韓国主要産業の競争力		(h) 現代シリア・レバノン		(i) 地域振興の制度構築		(j) 開発途上国における社会運動		(k) カンボジア農村の復興と発展		(l) イランにおける不動産賃借		(m) ラテンアメリカの左派政権			
検討者	a1	a2	b1	b2	c1	c2	d1	d2	e1	e2	f1	f2	g1	g2	h1	h2	i1	i2	j1	j2	k1	k2	l1	l2	m1	m2		
(評価項目)																												
①「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	5	5	4	4	4	3	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	4	5	5	5	5	4	5	
②「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	5	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5	5	5	4	5	5	5	3	4	5	3	5	5	5	3	5		
③先行研究についての確言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	4	5	3	4	3	3	4	4	4	5	5	4	5	4	5	5	4	3	4	4	2	4	5	5	4	4		
④この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	5	5	3	4	3	3	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	5	3	5	4	5	5	5		
⑤論旨は明瞭で、内容としてまとまりがあるか。	4	5	4	4	5	3	4	3	5	4	5	4	5	4	5	5	4	3	4	4	4	5	5	5	4	5		
<b>総合評価(5段階評価)</b>	5	5	4	4	4	3	4	4	5	5	5	5	5	4	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	4	5		
<b>平均</b>	5.0		4.0		3.5		4.0		5.0		5.0		4.5		5.0		4.0		4.5		4.5		5.0		4.5			

	(n) アジアにおける鉄鋼産業の発展		(o) IMFと開発途上国		(p) 中国の労働紛争解決		(q) 人身取引問題に対する法的枠組み分析		(r) 開発途上国における資本移動自由化		(s) 台湾総合研究 I - 企業と産業		(t) 湾岸・アラビア産油国		(u) 保健サービスと貧困		(v) 改革後中国農村の市場化		(w) 東アジア地域統合の展開		(x) 革命後イランにおける農村部		(y) エジプトにおける経済改革			
検討者	n1	n2	o1	o2	p1	p2	q1	q2	r1	r2	s1	s2	t1	t2	u1	u2	v1	v2	w1	w2	x1	x2	y1	y2		
(5段階評価)																										
①「背景、妥当性」及び「目的」に鑑みて、研究成果はその方向に沿った内容になっているか。	5	5	4	5	4	3	4	4	4	5	5	5	5	5	4	4	5	4	4	4	4	4	5	5		
②「方法論」は適切かつ明確か。また、理論、実証、資料提示などは適切かつ十分に行われているか。	5	4	3	5	4	4	4	5	4	4	5	5	4	4	3	4	3	3	3	3	4	4	4	4		
③先行研究についての確言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか。	4	5	3	4	3	3	3	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	3	3	4	4	4	5	5		
④この研究成果が学術的な貢献、政策への提言など社会的貢献につながる成果になっているか。	4	5	2	4	5	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	3	3	4	4	4	3	5		
⑤論旨は明瞭で、内容としてまとまりがあるか。	5	5	3	5	3	2	4	3	4	4	5	4	5	3	4	4	4	2	4	3	4	4	5	5		
<b>総合評価(5段階評価)</b>	5	5	3	5	4	3	4	4	4	4	5	4	5	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5	5		
<b>平均</b>	5.0		4.0		3.5		4.0		4.0		4.5		4.5		4.0		3.5		4.0		4.0		5.0			

<b>平均</b>
<b>総合 4.3</b>

- (a) 中国の企業-改革と高度化への挑戦
- (b) 中国の政治的安定性の課題-リスク要因と政治体制の変容
- (c) インド経済-成長の条件
- (d) 産業クラスター形成に関するフローチャート・アプローチ-内生的R&D
- (e) アフリカにおける紛争後の課題
- (f) アジア開発途上諸国における選挙と民主主義
- (g) 韓国主要産業の競争力-21世紀における与件変化への適応
- (h) 現代シリア・レバノンにおける権力構造とその相関関係
- (i) 地域振興の制度構築に関する研究
- (j) 開発途上国における社会運動と民衆の政治参加
- (k) カンボジア農村の復興と発展-クロムサマキからグローバリゼーションまで
- (l) イランにおける不動産賃借とイスラーム法
- (m) ラテンアメリカの左派政権-その背景と政策
- (n) アジアにおける鉄鋼産業の発展と変容
- (o) IMFと開発途上国
- (p) 中国の労働紛争解決における労働監察制度の役割
- (q) 人身取引問題に対する法的枠組みの分析: タイとミャンマーの事例
- (r) 開発途上国における資本移動自由化
- (s) 台湾総合研究 I - 企業と産業
- (t) 湾岸・アラビア産油国における社会変容とその政治システムへの影響
- (u) 保健サービスと貧困
- (v) 改革後中国農村の市場化と組織再編-中間組織の役割に関する一考察
- (w) 東アジア地域統合の展開とオーストラリアの対ASEAN経済外交政策
- (x) 革命後イランにおける農村部中小都市(ルースター・シャフル)の形成についての研究
- (y) エジプトにおける経済改革の歴史と展望

## 査読結果（研究成果に対するコメント）

### (a) 中国の企業－改革と高度化への挑戦

#### (a-1)

本研究は、中国の各産業の近年の発展について、丹念な実地調査にもとづいて、「高度化」をキーワードにした分析を加えており、他の研究にない有意義な研究成果として高く評価できる。以下は、本研究を高く評価した上で、より良く改訂するための評者の意見である。現時点の原稿でも十分に出版に値するものであると評価している。

序章では、高度化を「生産性の上昇＝高付加価値化が実現していくプロセス」であると明確に定義している。しかし、その定義が必ずしも、全章を通して一貫しているわけではないように思われる。生産性の上昇という限り、アウトプットと同時にインプットについて叙述して、その比率を問題にしなければならないが、それに留意して記述されたところは少ない。それは、高度化を生産性上昇プロセスと定義したことに起因しているのではないか。また、高度化という用語は、学問的研究で一般的な用語ではないだけに、やや理解にとまどう点が多い。高度化を英語で言うと、どのような表現になるのか、評者にはわかりにくい。高度化という用語を使ってもよいが、その内容や意味について、以下に述べるような多様性を踏まえて、改めて位置づけた使い方をしたほうが、本研究の内容が理解しやすくなるであろう。

高度化という概念は、相対的なものであり、それが単に以前の状態に比べて進展していることを示しているのか、国際的な基準で高度化した状態を示しているのかを明確に認識する必要がある。それによって、中国のA産業は高度化したというのか、高度化していないというのか、まったく異なる評価になってくる。前者の意味では、おそらく、この研究で取り上げたすべての産業が高度化の対象になる。しかし、後者の国際的な観点から判断する場合、ある産業は国際的基準からはまだ高度化したとは言えないであろうし、別のある産業は国際的基準からも高度化しているであろう。たとえば、物流業は、筆者も指摘しているように、国際的レベルからはまだ多くの課題を抱えている。一方、携帯電話産業のように、いわゆる欧米的な基準ではいまだ遅れている部分も多いかもしれないが、独自の進化経路を確立しつつ、着実に発展している産業もある。これを単純に高度化と言ってよいのか、評者には疑問に思われる。

高度化という単線的な発展を想起する用語ではなく、むしろ、中国産業独自の進化経路とそれを表す概念を示すことが、学問的にも、実践的にも、本研究の重要な貢献となると思われる。

#### (a-2)

本稿は、中国の企業と産業の高度化の実態を、現地調査や文献検索等を通じて最新のデータ・情報をもって解説した良い研究書である。本稿でとりあげられた産業も学界のみならず、社会一般の関心も高い分野ばかりで、話題性の豊富なトピックが多い。各章を読んで、著者たちが長年の研究蓄積をベースにして、さらにアップデートの情報にもとづいて新しいファクト・ファインディングに努めていることがよくわかる。社会の関心からにしてもなるべく早い情報公開が望まれる。

そのために、若干の提言を申し上げておきたい。

1. 例えば、コラムや用語解説などの欄を付けて、専門用語（とりわけ技術用語）について若干の解説を付け加える必要がある。全体ではないが、一部の章では専門用語が多すぎて、当該分野の専門家でない読者にとっては、やや不親切に思われる嫌いがある。そのために、必要最小限の生産技術や製品技術に関する分かりやすい解説が望まれる。せめて現役の大学生が読んでわかる程度の文章が望ましい。

2. 中国の産業高度化に関する初めての研究なので、やむをえないところもあると思われるが、高度化に対する捉え方（例えば、共通の指標など）が必ずしも明確に統一されておらず、各章のなかでおのおの解釈している傾向があるように思われる。産業特性や研究対象となる産業の情報の制約もあり、結果的に産業発展のプロセスに関する検証に力点が置かれているような印象をもっている。それ自体は意味のある貢献であるが、同時に産業間の比較が難しくなるのではないかという懸念も生じてくる。それは取りも直さず、中国の産業発展の多様性であると解釈することも可能である。今後の研究の深化に期

待したいところである。

3. 感想にすぎないが、本稿を読み終わるにあたり、おのずと「分業は市場のサイズによって決まる」というアダム・スミスの名言を思い出す。どの産業も市場の拡大や外資との競争もしくは国際市場への参入というコンテキストのなかで産業内もしくは産業間の分業が進み、その結果として産業そのものの高度化が実現されている。それと同時に、中国の産業組織によく観察される独特な分散性や多層性などの共通点も確認できている。それは強みなのか弱みなのか、一律に評価しにくいだが、繰り返しいろんな産業において観察できること自体は、よくいわれてきたように、中国の大きな特徴でもある。それ自体は産業発展の共通の経路とも受け止めることもできる。その要因の追究もまた興味深い作業である。

以上のように、コメントや感想を含めて、自由に述べさせていただいた次第である。本稿は一日も早く公表され、世間の目に触れることを望んでいる。

## (b) 中国の政治的安定性の課題-リスク要因と政治体制の変容

### (b-1)

本研究では、情報統制、結社自由の制限は本研究のテーマとならないが、統治要件の一部にはなっていないはずである。全体像を理解するために、表1に取り入れるほうが宜しい。

第1章で触れている格差について、ジニ係数以外に、簡潔でもよいので都市と農村、地域、都市内部の格差を説明してほしい。また、集団抗議事件の対策について、参加、利益表出・調整のメカニズムについて触れたが、貧富の格差の縮小、ミニマム公共サービスの提供といった民生重視の方針を分析してほしい。

第2章においては、アクター別、そして国家を中央政府と地方政府の2つに分けて土地収用の力学を分析することは大変良かった。また、中央と農民との共通利益に関する指摘もそれなりの説得力を持つ。ただ、政治の混乱は地方の現象であり、中央政府によってむしろ「緩衝材」になるとの見方はやや疑問を感じる。農民は不満の対象を主として地方政府に向けているものの、集団抗議活動が発生し、しかも全国各地で頻繁に起きた以上、中央政府にとっても、国全体の安定にかかわる重大問題となる。

土地収用について、地方政府は中央政府の規制を無視して独自の利益を追求するのが、事実である。しかし、それを国家統合、「大一統」の文脈で「地方主義のリスク」という主観的な認識が示された場合、出所を明示すべきである。

第3章のタイトルは「ガバナンス」としているが、定義を提示してほしい。そして分析の視点と内容の構成からタイトルを再考してほしい。

第4章は主として新疆を扱っており、サブタイトルを付けたほうが宜しい。

第5章冒頭で胡錦濤報告が取り上げた8つの問題を紹介したが、関連する部分だけを取り上げたほうが論文として分かりやすくなるように思う。また改革の失敗と成功を判別する基準についてより詳細に説明を加えた方がよい。

第6章では潜在的な敵性国を定義する必要がある。そして、ASEANは中国を潜在的敵性国と捉える根拠を示したほうがよい。また、「多国間主義対単独覇権主義」などの3つの対立を中国の対米対抗軸の構図として説明している。中国の米国批判が行われ、また、アメリカによる対中包囲網を警戒するが、果たして米国に対抗する戦略的な意図を持つか。持つと判定する場合、根拠を示してほしい。

### (b-2)

全体評価としては、いずれの論文も、中国で現在変容しつつある重要な政治問題を取りあげており、多くの資料を駆使して深く掘り下げた分析を展開していることは高く評価できる。学術的にレベルの高い論文が集まっているといえるだろう。

ただし、各論文の構成において、目的と結論の対応のほか、論旨の明解さ、先行研究の整理と新たな分析の視点の提示、事実の整理とその理論化、中国政府または日本政府への政策提言などの点についての論述方式が徹底されていないのが残念である。評価は平均値を算出して、結果的にすべてBとなったが、論文によって各基準の評価はAからDまで評価が分かれた。それらの内容構成と書式が伴っていれば、本研究成果の訴求力が更に高まり、高い社会的評価を得るものと思われる。

第1章では群体性事件の状況と共産党政権の対応を紹介することを目的とし、政治参加の増大が政治制度を弱体化させる可能性を示唆している。中国における民衆暴動に関する社会的注目度が高い中で、詳細なデータを用いた紹介と理論分析は意義を持つ。

第2章は農地収用問題と中国の政治的安定性の関連を検証し、農民の不満は地方政府でとどまり、中央政府の政権危機にまでは至らないとする。「政治リスク」を3つに分けている点は興味深い。必ずしもそれが論文全体の枠組みを構成しておらず、先行研究の整理が十分にはなされていないため、結論は明解だが、分析枠組と章構成が必ずしも今回の結論を導くのに最適か否かに疑問が残る。

第3章は論文の冒頭で、分析の枠組みについての言及がなく使用する先行研究の量もあまり多くないが労働問題に関する社会ネットワークが中国で形成されていることと、国際的圧力の存在についての紹介は意義がある。

第4章で、章題と結論では中国の民族問題全体を論じているかのようなようであるが、分析対象はウイグル

自治区が主であり、もう1つの不安定要因であるチベットに言及をしていないことから、論文内容と目的・結論部分が十分にかみ合っていないと思われる。イスラム過激派分子とチベット独立運動などに対する社会的関心は強いことから、少数民族問題が中国政府に与える影響を考察することは異議がある。

第5章は住民生活を直接左右する県レベルの統治に着目して、政治的安定性を検証するというが、残念ながら明解な解答を提示していない。本稿独自の分析枠組みは中国政治研究において異議を持つと思われるが、中央政府—省政府—県政府と、中央地方関係を重層的に論じる手法は筆者独自のものであり、聞き取り調査の結果も盛り込んだ点は高く評価できる。

第6章では理論的分析の枠組はほとんどない。しかし、日本語、中国語、英語の文献をバランスよく多く用いており、国際社会において急速に存在感を増す中国の近年の外交姿勢について論述しているので外交関係者などには有用な論文であろう。

第7章は分析対象が公務員法に限定されていることから、論点が明確であり、制度の歴史的変遷や人材選抜のシステムなどが事例を挙げながらわかりやすく解説されている。中国の公務員制度に関する研究がほとんどないため、学術的に意義があると思われる。分析対象が現在進行中のことであるだけに、現時点で結論を出すことが困難であるために、結論がやや曖昧になってしまったのは、いたしかたないとして、あまり注目されていない中国国内の政治改革の問題を丁寧に検証している点が評価できる。

## (c) インド経済—成長の条件

### (c-1)

本研究会の成果は十分出版に耐えうる内容を持っている。コメントは以下の通りである。

本報告書は、マクロ経済学のフレームワークに準じて分析を行っており、その意味では論旨は明確で分かりやすい。しかし、もしこのままで英文にしてインドの学会、政策担当者に提示した場合、どれだけの付加価値があるかについて、満足いくものではない。本書の分析の目線は、あくまでも日本の一般読者であるにしても、開発問題の目線が、現場になく、外国人や機関の分析に偏重している点は否めない。

ごく一般的コメントとしては、フロータームの分析だけで、ストックタームの分析に欠けている。また経済学的分析ではあっても、構造的視角の欠落は問題であろう。

第8章は、インドの現状においては最も重要な視点でありながら、エンクレーブ的な位置づけである点が惜しまれる。サーベイ「論文」としては申し分ないが、独創性に乏しく、かつ具体的な提言にも乏しい。

各章はそれぞれコンパクトに課題が良くまとめられているが、財政、製造業と言うコンヴェンショナルな章立てをしなかったメリットは不明である。

### (c-2)

全体としては、提示された「分析の枠組み」が十分に実現されていない。生産要素、総需要、総供給それぞれの全体像を示す分析（総論）がないために、方向性が見えない。また分析対象とする時期を明確にする必要がある。章によって、この点の理解が異なっている。

また、「分析の枠組み」に沿った構成になっていない。序章を総論として明確に位置づけること、および第5章に大幅に手を入れて第1章とすることで、ある程度は対処できるかもしれない。また各章の水準がばらばらすぎる。その結果、「基礎知識を普及する」という目的も「今後10年間を参考にされるような成果」という目標も、達成されていない。

第2章ではインフラがもたらすプラスの影響とマイナスの影響を論じているが、プラス、マイナスそれぞれの評価基準が大きく異なっている。マイナスの影響として論じているほとんどすべての要因は制度的なものである。

第3章はいいねいな分析で、個別論文としては評価しうるが、成長に対する「人的資本」の役割という全体の枠組みとのリンケージをもっと明確にする必要がある。

第4章では「成長に対する金融の役割」という基本テーマに関する分析が欠けている。金融発展の指標、生産と金融との相関関係に関する分析が欠かせない。そうでないと、全体の分析の枠組みに沿った内容にならない。

第5章における競争の効果について、筆者が対象とした製造業8部門で競争の結果、企業の生産性が向上したという結論が得られているが、他方でほとんどすべての集計的生産関数に関する研究では、90年代に入ってから生産性増加率が低下したことが示されている。両者の結論は矛盾しているように思われる。その原因はどこに求められるのか、この点を議論する必要がある。

第8章は意欲的な力作ではあるが、組織部門製造業に焦点をあてた州間格差の研究サーベイに偏りすぎている。また文献サーベイが、ある一定のものだけに偏っているために、地域格差に関する全体像が見えてこない。EPWに掲載された数多くの地域格差に関する研究に言及する必要がある。

## (d) 産業クラスター形成に関するフローチャート・アプローチ—内正的 R&D

### (d-1)

これまで、ポーターのダイヤモンドモデルに代表される静態的な構造分析に止まっていたクラスター論に対して、集積による能力構築段階とその能力活用を図るイノベーション創出段階とに区分された、動態論としてのクラスター形成論を提起し、さらに、その形成過程をフローチャート化しつつ、形成要素と形成過程を統合することにより、世界的にも注目され始めたクラスター政策の現状と成果を検証するためのモデルを提示された点を評価したい。また、クラスター形成に関するフローチャートモデルの妥当性を論証するため、日本、中国、タイ、マレーシア、シンガポール、インド、ブラジルにおける事例のケース分析により、クラスター形成の視角から、各ケースの現状と成果を明らかにしようという試みは本書の優位性を示す成果だと言えよう。

ただ、このような方法的な一貫性を追求した本書の分析視角が、その成果に対し、疑問を起こさせる結果になっていた点も併せて指摘せざるを得なかった。特にフローチャートモデルの内容とその適用についてである。

フローチャートモデルの内容についていえば、対象とされるクラスターが、国家 (National) レベルなのか、地域 (Regional) レベルなのかという点に揺らぎがみられる。この揺らぎは、本書のケース分析にも影響を与えているのではないかと考えられる。具体的にいえば、第2章のマレーシアの自動車産業は国家レベルのようでもあるが、第5章のシンガポールを国家と考えるか、地域と看做すかについては議論が残るとしても、第3章以降のケースは地域を対象にするといったように、一貫性を欠く内容になったと考えられる。確かに、クラスター論における領域問題は、ポーターのクラスター論に対してもその欠落が指摘され、未だに明確な理論的説明は提示されてはいない。とはいえ、本書が提示するフローチャートモデルの形成意図からしても、多様な先行研究の検討を踏まえ、その対象領域が確定されるべきではなかったか。

次に、フローチャートの適用では、先進国と途上国との違いをどう処理するかという問題が残っている。本書では、日本の中小企業のケースが取り上げられ、そこでは専らイノベーション創出が重視されていることから、フローチャートモデルの第1段階が途上国に妥当し、第2段階は先進国にも共通する課題を解き明かしかねるとの仮説が想定されているように思われる。だが、先進国におけるイノベーション論の最新の研究成果では、第1段階の産業集積による能力構築から第2段階のイノベーション創出にいたる過程は、リニアな転換ではなく、既存制度の抜本的な組み換えが必要であると主張されている (H. Etkowitz, *The Triple Helix: University-Industry-Government Innovation in Action*, Routledge, 2008)。また、途上国においても、クラスター政策は、従来型の経済成長政策の限界を認識し、その否定のうえに構築された新たな産業政策であり、むしろ能力構築策であったという評価もなされている (P. Intarakumnerd, “Thailand’s Cluster Initiatives: Successes, Failures and Impact on National Innovation System” presented at *International Workshop’s Program Industrial Clusters in Asia: Old and New Forms*, 2006)。クラスター政策を巡る以上のような先行研究を踏まえるならば、フローチャートの適用においても、適用対象の発展段階に応じて、その内容が大きく異なってくることを示唆している、といえるのではなかろうか。

とはいえ、クラスター論をいかに理論的に整理し、実践的含意をもったモデルとして構築するかといった試みは重要な研究課題であり、一定の方法論にもとづいたモデルを提示し、その妥当性を検証するためのケース分析を試みた本書の課題設定は高く評価されるべきであろう。ただ、その意欲的取り組みのゆえに新たな問題点も生じたのであり、こうした問題点が解決され、本研究がさらに発展することを期待している。

### (d-2)

本研究プロジェクトは、世界各国の「産業クラスター」を取り上げて、イノベーションを促進する「産業クラスター」がどのように形成されてきたのか、そのメカニズムを各種の統計データ (一部、政府資料やアンケート調査) に基づいて考察したものである。対象地域 (対象産業) は、Ch. 2: マレーシアの自動車産業クラスター、Ch. 3: 東大阪と大田区の産業集積 (産業クラスター)、Ch. 4: 日本の中小企業クラスター、Ch. 5: シンガポールのバイオメディカル科学クラスター及びマリタイム (海事) クラスタ

一、Ch. 6：インド・バンガロールの（オフショア開発の）ソフトウェア産業クラスター、Ch. 7：ブラジル・リオデジャネイロの石油・ガスクラスター、Ch. 8：ブラジル・リオデジャネイロのソフトウェアクラスター、Ch. 9：タイ・バンコクの製造業クラスター、Ch. 10：中国・義烏の生活必需品（卸売）クラスター、Danyang のメガネ産業クラスター、Yuyao のプラスチック成型（金型）産業クラスターと、グローバルで広範なものとなっている。いわゆる BRICs の中で、ロシアこそ含まれていないものの、その他の 3 国は押さえられており、新興経済の産業クラスターを取り上げていることは興味深い。また、中国に関しても、中関村や蘇州のように、広く取り上げられている地域ではなく、一般的に馴染みの薄い地域を取り上げている点も、学術的な記述の蓄積に繋がりに評価できる。

本研究プロジェクトは、統一論題として、フローチャートアプローチが掲げられているが、一部の論文を除いて、多くの論文が必ずしもフローチャートアプローチの骨子に沿ったものではないように思われる。改善の方向として、1) Ch. 1 で、全ての論文を串刺しにできるような記述を追加する。具体的には、フローチャートアプローチのどこの部分にどの論文が該当するか等を明確にする。あるいは、2) Ch. 4 や Ch. 9 のように、フローチャートアプローチの骨子から特に大きく外れているものは、その骨子を踏まえたものを書き直す。あるいは、3) 統一論題から「フローチャートアプローチ」を外すといったことを提案しておく。

Ch. 1 は、フローチャートアプローチの骨子の説明に始まり、先行研究のレビュー、クラスターの形成やイノベーションの促進における政府の役割を概観した上で、各章の概要を説明している。フローチャートアプローチに関して、図によって、明示的な説明を加えた方が良いものとする。合わせて、政府の役割の記述の位置を考えても良いかもしれない。

Ch. 2 は、フローチャートアプローチをマレーシアの自動車産業に適用して説明したものである。本章は、フローチャートアプローチの適用が最も上手くできていて理解しやすい。

Ch. 3 は、東大阪と大田区の中小企業（製造業）の情報通信技術（ICT）を活用した連携の効果を分析したものである。分析に当たっては、アンケートデータを使っており、この点でもユニークな研究成果となっている。複数の分析方法で、丁寧に推定を行っており、推定結果も妥当なものが多く評価できる。査読者の見落としかもしれないが、東大阪と大田区のデータがあるようだが、両地域を一本化して分析を行っているのはなぜか、この点は説明が欲しいと思う。あるいは、もし可能であれば、東大阪と大田区を別々に分析することはできなかったであろうか。東大阪と大田区は、常々、日本の産業集積のコアとして取り上げられ、共通点も多いと考えられるが、やはり立地条件（後背地のマーケット構造等を含む）が異なる訳で、推定結果の解釈等も異なってくるものと思われる。この点は、もう少し慎重な議論があっても良いのではないだろうか。

Ch. 4 は、日本の中小企業を分析対象として、企業特性（規模、年齢、研究開発費）や距離変数が、企業のイノベーション（各種の特許関係の変数）にどのような影響を与えているのかを分析している。この流れに沿った先行研究は、Jaffe, Trajtenberg and Henderson (1993) in QJE 以来、数多くなされているが、それらのレビューがないので、それを踏まえて、本論文のオリジナリティを明確化した方が良いものと思われる。本論文の構成上、最も違和感があるのは、調査対象となっている中小企業の所属先（地域）が明確でないことである。企業間の取引について、距離が取り上げられているが、立地条件によっては、距離がどのような意味を持つのか理解しにくく、分析結果を素直に受け入れて良いかどうか判断に苦しむ。そもそもアンケート調査の説明自体が十分になされていないため、全体像が把握しにくいこともある。これらのことから、全体所見でも述べたように、本研究プロジェクトの骨子から外れている感じが否めない。他の章と比較して、記述の量も少ないので、全体として丁寧な記述をお願いしたい。

Ch. 5 は、主にシンガポールにおけるバイオメディカル科学クラスターの形成を考察したものである。この章は、図表の枚数を含めてボリュームが異様に多く、他の章と比較してバランスが悪い。書籍としてまとめていく上では、ボリュームの調整を図った方が良いのではないだろうか。例えば、Sec. 3 辺りは、シンガポールにおけるバイオメディカル科学クラスターの形成要因について、色々な方向から説明を行っているが、あまりにも形成要因が多く、論点が絞れていないように思える。一部の議論は、おそらく執筆者であろう人の過去の研究成果を貼り付けただけの感もある。特に、マリタイム（海事）クラスターの件は、別稿にした方が良いでしょう。さらに、図や表は、何でも示せば良いというものではなく、どうしても見せないと論旨を説明できないといったものに限定した方が良いでしょう。

うか。

Ch. 6 は、インド・バンガロールの（オフショア開発の）ソフトウェア産業のクラスター化とグローバルネットワークについて考察したものである。論旨も明快で、わかりやすく、記述の蓄積としては申し分ない。Fig. 2 であるが、現地調査に基づくもので、図としても非常に興味深い。ただし、この図のようなリンケージが事例的なものなのか、ある程度、一般的なものなのかが、本文中からは明確に見えてこない。この点について、もう少し慎重な議論があれば良いのではないだろうか。

Ch. 7 は、フローチャートアプローチをブラジル・リオデジャネイロの石油・ガス産業に適用して説明したものである。Ch. 2 同様、フローチャートアプローチの適用を試みたものであり、本研究プロジェクトの骨子に沿っている。その意味では、後述の Ch. 8 とともに Ch. 2 の後に移しても良いのではないだろうか。

Ch. 8 は、フローチャートアプローチをブラジル・リオデジャネイロのソフトウェア産業に適用して説明したものである。Ch. 2、Ch. 7 同様、フローチャートアプローチの適用を試みたものであり、本研究プロジェクトの骨子に沿っている。ただし、本章は、Ch. 2、Ch. 7 と異なり、文字情報による説明が多く、図や表によるフローチャートアプローチの明示が少なく、直感的に理解しにくい。文字情報を削って、企業間や企業やクラスター関連アクターとのリンケージを図や表によって表現しても良いのではないだろうか。

Ch. 9 は、タイ・バンコクの製造業従事者の個表データに基づき、働く場所（訓練）がイノベーション能力を高めるかどうかを分析したものである。論文としては、明確な趣旨のもとで分析がなされており、結果も説得的なもので評価できる。しかし、全体所見でも述べたように、本研究プロジェクトの骨子から外れている感じがあり、その辺りの整合性（企業ではなく、個人を取り上げる意味）を考える必要があるのではないだろうか。

Ch. 10 は、中国・義烏の生活必需品（卸売）クラスター、Danyang のメガネ産業クラスター、Yuyao のプラスチック成型（金型）産業クラスターを取り上げて、それぞれの発展過程や政府の役割を考察したものである。個々のクラスターの考察において、managing committee の役割が強調されているが、政府との関係も明示した方が理解しやすい。

## (e) アフリカにおける紛争後の課題

(e-1)

アフリカにおける紛争勃発以後の平和構築過程に関する課題について、いずれの章も執筆者の長年にわたる研究成果を土台にし、さらなる進捗を反映させたものとして評価できる。また、各種紛争の背景およびその後の国際的関与を含む展開について大いなる理解と研究上の示唆を与えるものになっている。

したがって、研究会の意図と目的は十分に達成されており、十分な評価を与えうるものとする。ただし、今後の一層の進捗を図るための参考意見としては、簡単に以下のことをあげておきたい。

第一に、とくに第Ⅰ部、第Ⅱ部ではアフリカにおける紛争事例を焦点にしているが、そこでの紛争の背景、勃発後の和平プロセスの言及のなかで、経済的側面の言及が不足しているように思われる。内戦の勃発に経済的要因が及ぼす影響は強く、和平段階においてもその要因の変化・帰趨はプロセス自体を左右するといえども過言ではない。したがって、紛争および紛争後、さらには和平プロセスにおける経済的諸資源の動向についての言及が欲しかったところである。

第二に、第Ⅰ部での平和構築の課題の言及（スーダンやルワンダ）のなかで、「一つの国家を作り直す」ことや「国家の存立に関わる根本的な問題」が問われているとするが、それを現状の国際的な介入による和平プロセスの延長線上で思考すべきことなのか。言い換えれば、そうした問いに表れている課題をどのような時間軸と行為主体を想定しているのかについて若干の言及が必要と考える。言うまでもなく、アフリカの混乱の背景には一般的に不合理で恣意的な国家形成があるとするが、今日、「新たな国家像」を作り出す具体的な構想がないままに課題として掲げることが、和平への課題といいつつも「非現実的」な思考空間（回答）に読者を誘導する恐れはないだろうか。

第三に、アフリカの和平プロセスに果たす国際社会の役割は極めて大きいのだが、だからこそ国際社会内部における「関与についての議論過程」を各事例毎にもう少し言及を加えるべきではなかったのか。無論、序章においてその理由を簡潔に整理しているが、その他の具体的事例を扱う章でも、関与を進める過程の議論を紹介して欲しかったと思われる。なぜなら、そこでの議論こそが関与そのものの目的、深度、持続性、あるいは情熱などが提示されるようにも考えるからである。

第四に、本研究は、現地調査を一研究手法としていると思われるが、第8、9章などはその成果が十分に反映され、読む側に強い説得力を持たせてくれている。無論、他の章も各執筆者の長年にわたる現地訪問を踏まえた情勢把握が窺えるところだが、この研究の趣旨、執筆内容に鑑みれば、若干、現地調査の成果が反映されていない感じがする。

これはやはり情報・資料収集に充当されているのだろうか。

以上であるが、紙幅の関係上、各章毎のコメントは控えるとして、全体としては、上記にあるように、この種のテーマ領域に大いなる貢献をなし得る研究論文であると確信する。また、図表や地図などが有効に挿入されており、読む側にとって大いに理解と認識を高めさせるものと思われる。

(e-2)

この種の共同研究の評価基準は、一般的には①濃い現地情報の提供、②枠組みの共有と新たな理論的な展開、③具体的な政策的方向の提示、などが考えられるであろうか。優れた分析がなければ政策提言は難しいから、③と②は一体といつてよい。

1. このうち①については、以下に述べるように地域研究主体の共同研究として、所期の目的はかなりの程度達成したと高く評価できる。

(1) 途上国紛争問題の新しいフェーズを提示した。冷戦後に多発した地域的紛争は、1997年以降の大湖地域一時的な増加はあったものの、大規模なものは趨勢として徐々に減少している。暗中を模索するように続けられた国際社会の対応も、平和構築という大きな括りの中で新しい長期の取り組みが求められる段階に至った。本研究が国別に抽出し問題や今後の課題は、「とりあえずの停・休戦から選挙支援などによる新たな体制作り」といった紛争多発期に考えられた直線的なプログラムとは、既に大きく異なっている。大規模な暴力はない。しかし紛争はそれ自体大きな社会変動であり、紛争後の社会は次の紛争に向けて新たな社会的分裂や対立を内証させている。それに対しては、当然ながら従来とは異なる対応が求められる。そのことがよく分かる。

(2)本研究のもともとの狙いであるが国際政治、国際法の専門家と地域研究者の学際研究が、単なる寄せ集めを越えた融合的な研究成果をあげた。抽象度の高いディシプリン研究における平和構築論はともすれば、一方では規範的、人道主義的な観点が強くなったり、他方では当該社会の実情を無視した実務的なプログラム作成・実施になりやすく、そこから紛争後社会に欠けているものを、次々に支援プログラムに組み込むということが起こってくる。さらに意図的ではないにしても、そこにはしばしば支援する側にとって常識ともいえる先進国社会の政治、経済、社会の制度イデオロギーが入り込む。本研究の重要性は、平和構築というグローバル・イシューを何よりも紛争後社会の現場で検証し、評価している点にある。

(3)上記(2)の地域研究の貢献はとりわけ重要で、それは紛争要因の動態、平和構築活動、現地の伝統的制度の変容過程が精細に分析され、平和構築論が取り組むべき新たな論点を示した。コートディヴォワールの和平にも見出させる紛争構図、リベリアのDDRの成功の意義、ウガンダの無党制、シエラレオネのチーフダムの変容、ルワンダのガチャチャ利用の影響などの分析は、アフリカ研究に従事してきた研究者ならではの貴重な情報と視点であり、今後の研究発展に対する基礎的材料の提供といえる。平和構築のかなりの部分が制度構築であり、その意味で途上国それぞれの伝統的な制度の国際的適応ともいえる変容は、一つの研究領域と発展させようように思われた。

2. ②の理論的展開については、地域研究を主体とする共同研究に対して上に述べた評価を越えてどこまで求めるか、従ってどのように評価すべきか、率直に言ってよく分からない。ないものねだりはしたくないが、評者としては論考に触発されてここまで論を進めたのであれば、個別研究の理論的含意をさらに整理し、この研究が全体として成し遂げたものは何か、そこからどのように次の研究に道をつけるか、をさらに検討してもよいのではないかと、との感想を持った。評者(国際政治学)の希望といってもよいようなことであるが、コメントとして若干付け加えたい。

(1)研究範囲の限定、ないし明確化。紛争は定義が難しい広い概念であり、従って紛争後の社会といっても研究の焦点が鮮明に結ばないところがある。どのような種類、性格の紛争を問題にするのか、紛争の何を問題にするのか、もう少し限定してもよかったように思われる。読みながら一方ではソマリア、エチオピア、ブルンジなどの多くの「紛争とその後」がなぜ取り上げられないのか、しばしば気になった。他方、たとえばモザンビークなどように紛争が一応終結し、政府機関や経済の発展に比重が移る国家の場合、その後の対立要因の分析は興味深い、それはスペインの分離運動や韓国の地域主義と何が違うのか、という点も気になる。紛争要因のない社会はない。どの紛争を取り上げ、どれを取り上げないか、の基準を作る努力によって研究の焦点をさらに鋭角的に絞りこむことができたのではないだろうか。

この問題は、何故アフリカの紛争なのか、という問いと同じことかも知れない。論考を読んだ印象の一つは、紛争後の問題とは紛争が一度鎮静化した後の社会的亀裂や対立に対する政府能力の低さ、政治の機能不全、政府能力を高めることができない、という問題ではないかということであった(トートロジーであるが、なぜトートロジーから抜けられないかという問題)。もう一つ印象深かったのは、ここで取り上げられた「紛争後国」は、いずれも多かれ少なかれ近隣諸国との間で紛争要因が頻繁に行き来する、ということである。これらの点は中央アジア、中東、ラテン・アメリカのいずれの内戦や紛争にも見られるところであって、必ずしもアフリカに限った性格ではない。従って程度の問題かも知れないが、アフリカの場合は大湖地域にしる、西アフリカにしる、まるで国内の対立勢力が国境を越えて広がる同じ部族・民族の中に拠点を構え、機を見て越境攻撃を行うなどの行き来が、国家が意味を持たないかと思わせるほどに甚だしい。問われているのは、紛争そのものよりも、それに対する国家の対応能力の極度の低さ、しかもその種の国家同士が多く隣接しているために悪循環を起こす、ということかも知れない。これは一つの印象論であるが、何故アフリカか、という視点から対象を性格付けることで、問い(研究焦点)をさらに明確にすることができたのではないだろうか。

(2)平和構築の諸活動を評価する枠組み。平和構築という括りの中で、本研究各章で検討されている紛争防止、停休戦監視、DDR、選挙支援、司法処理、法整備支援など多くの活動が行われ、それらの詳細が述べられ分析される。問題はそれぞれの措置、活動が何をどこまで達成したことになるのかが不明なことである。ガチャチャは権力の裁きになっているかもしれない。チーフが抑圧者か擁護者か、は重要な論争であろう。しかし平和構築という制度形成は、伝統的制度を換骨脱胎的に使いまわして行くことであろうし、伝統的権力・権威が抑圧者・擁護者の両面を持つのは自然なことである。その先まで知

りたい気持ちになるのは自然であるが、そこで知りたい内容というのはこのような動向が社会をどの方向に導いているのか、平和構築にとって望ましいことか、国家能力を高めることに繋がるのか、という意味、評価なのではないか。何が成功で、何が失敗なのか、を何らかの形で理解できるようにすることはできないであろうか。そのためには目指している政治・経済ユニットがどのようなものか、そのいくつかの考えられる類型提示など、暫定的であっても何らかの評価基準となる枠組みが必要かもしれない。

(3) さらにいえば(本研究の範囲を超えるかもしれないが)この研究にとって最も基本的な枠組みは国家論ではないか、と言う印象を持った。ここでいう国家論は政治学永遠のテーマともいえるべき国家体制モデルや国家哲学ではなく、アフリカの現状に即した広い意味での政治単位と国際関係のあり方のタイポロジーといってもよい。そう考えたのは、論考を読みながら、アフリカのような状況で主権的な国民国家をモデルにして平和構築を進めるのが妥当なのか、疑問を感じたことによる。その理由は三つほどある。

一つ、近代国家は、今日に至るまで長期にわたる文化的な国民意識(nation)の成熟と国家の制度(state)の構築が、外部の対抗国家からの圧力を契機に平行(常に齟齬はある)に発展してきた。ところがアフリカの場合、自発的なネーション形成が植民地化で妨げられ、独立後の経済的停滞によって国内分裂は悪化、紛争のたびに社会的亀裂が深まり、各勢力はしばしば領域的統一よりも地域的な小権力の維持にとらわれ、割拠をしている。中世的な部族やクランが紛争を通じてnationの政治性を帯びてしまっている。他方、広大な領域に人口が分散し、国家統一と能力の向上なしには他国に飲み込まれるという外部との競争圧力も強くはたらかなかった。平和構築によって外部から国家の諸制度を断片的に持ち込んでも、その機能はnationという大きな信頼空間の存在にかかっている。nationは歴史的、風土的生成物であって、無理に外から移植しても立ち枯れるか、伝統的な制度を歪にし、破壊する結果になるのではないか。

二つ、国際社会の変質。今日の国際社会は、その運営ルールの高度化、参加する国家に求められる能力水準の高さという意味で19-20世紀半ばまでにできた欧米中心の国際社会とは質的に異なってしまった。1980年代以降進展したグローバル化によって、この社会にフルメンバーとして参画に必要な能力はさらに高くなった。たとえば日本が19世紀末に国際社会に参入した際に求められた能力に比べて、現在の途上国が求められる経済的、政治的な機能要件はけた違いに大きい。主権国家体制は形式的には世界的に拡大したが、192カ国からなる国際社会は一つのシステムと見るのが困難なほど格差が大きくなっている。底辺部に位置する多くのアフリカ諸国の政治、経済的能力ではフルメンバーとしてこの社会に対応するのが難しいだけでなく、グローバル経済への分散的組み込み、中途半端な市場・(民主的)政治制度の導入によって新しい制度は根付かない、伝統的な制度も崩壊する、そういう国内混乱が構造的に再生産される可能性が生じているのではないか。

三つ、本研究で示されたアフリカの状況で主権国家モデルを追求すると、政治ユニット細分化の強いモメンタムが働くのではないか。M. ウォルツァーが言うように個人主義を構成原理とする近代主権国家は、人権擁護優先で(それを抑圧する可能性のある)社会的な中間権力・集団の役割は重視しない。しかし近代化を目指す途上国は、社会権力、中間的な社会集団を基礎とする制度に大きく依存する。民族、宗教・宗派の共存がはるかに容易であった封建制や帝国が解体すると、均質な国民国家のイデオロギーの下では社会的集団間の差別・排除が避けられない。そこに生じる対立が人道問題を引き起こすと国民国家モデルでは、人権を主権によって擁護するという論理が働くから、被抑圧集団の独立という選択肢しか示しにくい。国際社会が紛争を分離・独立によって解決しないことを原則にすれば、紛争の手詰まり、膠着が長く続く。冷戦後、この種の政治ユニット細分化のモメンタムはかなり強く作用しているのではないか。

以上は研究評価からやや離れた評者の思いである。ただ「紛争後国・社会」に平和構築の名の下に国家のキャパシティ・ビルディングが課題として浮上するのはまっとうな論理の展開であるが、上に述べた感想からして平和構築を近代的な国民国家モデルを念頭において進めるのが、現実的で、妥当な目標なのか、その辺のもう少し詰めた議論が今後の研究の発展に繋がるのではないか、そういう感想が消えなかった。本研究のところどころに、「～人自身の取り組み」が必要、「政治文化の発展」などのようにはっきり意識していないながらも将来の目標として主権的な国民国家を想定していると思われる記述が見られ、それが平和構築の諸活動の評価を曖昧にしているところがあるように思われたからである。

もちろん途上国ほど世界から孤立する選択肢は封じられているし、主権国家体制の下で主権国家以外

の政治ユニットを想像するのは難しい。従ってどのような政治ユニットを形成するかという問題よりも、大きな格差を含む国際社会に脆弱な諸国をどのように統合していくかという問題として捉えたほうがよいかもしれない。政治ユニットとして市民社会の発展と多極共存型の民主制、緩い帝国システム、連邦制などが言及されるが、重要なのはこのような分散的なユニットを包み込む国際関係をどのように構想するか、であろう。それは「先進国主導の世界への従属」と「完全な独立」との中間的な形態、あるいは「自立した主権国家の間の国際関係」と「帝国、植民地、信託統治システムなど」の中間のようなものであろうか。主権国家体制を階層的制度によって補完し、国際社会が脆弱な国家に半ば恒久的に関わって行く体制を整えるといってもよい。国家が脆弱であるならば、それを包む地域機構やその他の国際社会による「皮膜」をもう少し充実させなくてはならない。それは歴史的な生成してゆくものであるからイメージするのは難しいが、逆に政治ユニットと国際関係のあり得る幾つかのカテゴリーを描くことなしに、平和構築の諸活動を意味づけることも難しいのではないか。それが評者が触発された問題意識であった。

3. 紛争社会脱却の多系的な経路。紛争は政治の極限的な状況であるが、そこからの脱却は単線的ではないであろう。本研究は、紛争当事者の行動、対立の経緯、その後の紛争要因、平和構築活動の効果などを詳細に分析しているが、紛争後社会の研究としては、もう少し大きな社会変動の構図、とりわけクラン的な人間関係、社会組成がどのように変容するのか、経済・産業活動には変化が見られるか、などの側面に言及してもよかつたのではないかと思われる。本研究が紛争を中心に据えるのは当然であるが、新しい経済メカニズムの浸透が混乱した政治を補うことはしばしばみられることであり、人々の考え、理念の変化が政治の混乱を乗り越える要因になることもある。紛争社会からの脱却の過程は単線的ではありえないので、まずは権力闘争の停止、治安の維持というのは自然な関心ではあるが、そのほかに紛争要因を相対化する社会、経済的変動はないのか、ということがしばしば気になった。焦点を絞らないと論文にまとめにくいというのは当然であるが、論考のどこかで社会変動のもう少し大きな構図への言及があれば、紛争後社会の理解がさらに容易になったように思われる。

各論考の個別論点については教えられるところが非常に多かつたが、そこに入り込んで評価することは評者の役割を越える。ここに述べたことはおそらく本研究の意図したところから外れているかもしれない。しかし本研究にはそれだけ多様な問題意識を刺激する情報、分析、論点が豊富に提示されている。優れた個別の論点提示とともに全体として平和構築研究を一步先へ進めたという意味でも、高く評価したい。

## (f) アジア開発途上諸国における選挙と民主主義

### (f-1)

途上国の選挙分析は、理論的な枠組みや計量的分析手法に基づかないものが多いなか、本企画は理論的・方法論的な要点をきちんと押さえたうえで、分析対象国での利用可能なデータを駆使して分析をおこなっている点が高く評価できる。以下、細かい点で気になったことを述べる。

第1章第1節の先行研究概観において、政党帰属意識、亀裂、政権業績、価値観、の4つが投票行動を規定する「重要な要因」とされている。しかしこのほかにも、ダウンズ以降多くの蓄積がある「政党の政策位置」(近接性モデル、方向性モデルなど)、そして途上国の場合に顕著となる「パトロネージ」(物質的便益供与による投票行動への影響)が重要なものとして存在するのではないだろうか。この2点に関し、(せめて注において)なぜこの2点をとりあげないかについての議論が望まれる。

第2章 p21, 22, において、都市化率・識字率と、物価や宗派間暴動との交差項を用いた分析があり、これらでは都市化率・識字率はそれぞれ独立した説明変数としてモデルに加えられていないようにみうけられる(表9~12)。しかしながら、交差項の効果の推定は、交差項に使用されているそれぞれの変数を同時に独立変数として加えなければ適切にはおこなわれないというのが一般的であると評者は理解している(Bear F. Braumoeller Hypothesis Testing and Multiplicative Interaction Terms, International Organization (2004), 58: 807-820, Thomas Brambor, William Clark & Matt Golder. "Understanding Interaction Models: Improving Empirical Analyses." (2006) *Political Analysis* 14: 63-82. などを参照)。この点につき再度検討が必要だと思われる。

第3章 p. 12-14 の集団レベル(選挙区の選挙結果)から、個人レベルの行動を推論しており、いわゆる生態的誤謬(ecological fallacy)の恐れがある。おそらく解釈は正しいと思われるが、生態的誤謬を犯している危険性があること、また現行の分析手法をそれでもあえて選択した理由を注記しておいたほうがよいと思われる。例えば第2章(インド)でおこなわれているような対処はこの場合該当しないのかについて検討を促したい。p. 19 パラグラフ2つめ(図7)は業績(retrospective)ではなく将来(prospect)に関する質問項目を分析しており、この結果を、次のパラグラフでおこなっている、業績評価が影響したという結論の根拠とすることは適切とは考えられない。

第4章 p. 33 の対価・責任型2の交差項を用いたモデルでは、交差項(LxM)のみが投入されている。しかし、交差項(LxM)に加え、L、Mも同時に加えないとLxMの独立した影響は推計できないというのが一般的であると評者は理解している(第2章でのコメント参照)。ここで、本章ではLxM、L、Mをすべて投入したモデル(モデル3)では有意な結果が得られなかったと報告している。もしもモデル3が交差項の効果検証にあたっての妥当なモデルであるとすると、本章の結論は異なることになる。この点、再検討をしたほうがよいと思われる。

第5章では異民族亀裂投票効果説に関するモデルを非常に興味深く拝読したが、その「検証」として用いられている回帰分析において、他の仮説(選好差異説及び動員強力説)を排除したうえで、この説が本当に検証されているのかが評者には不明である。すなわち、回帰式では、「マレー人の圧倒的に多い北部4州の選挙区かどうか」のダミー変数を用いて選好差異説及び動員強力説をコントロールしていると説明されているが(p. 12)、評者にはこれが適切な処理であるとの説得力をもたなかった。そのうえで、同一民族競合の選挙区ではマレー人有権者比率が下がると与党の得票率が上がり、異民族間競合の選挙区ではマレー人有権者比率が下がると与党の得票率も下がる、したがって異民族亀裂投票効果説が支持された、という議論の展開であるが、この結果は、選好差異説及び動員強力説よりも異民族亀裂投票効果説がメカニズムとして働いていることを示唆するのだろうか、評者には説得力不足に映った。本文中にこの点のより詳細な解説を加えるとよいのではないだろうか。

第6章 p. 19 下から7行目「業績投票モデルには、…というアプローチに加えて、「政策志向投票」というアプローチがある」との指摘がある。ここでは政策志向投票モデルは業績投票モデルの下位類型と位置づけられているが、評者の理解ではこれらは個々別々に扱われるモデルである。これは今後の研究課題に触れた部分での言及であり論文の主要な論点とはあまり関係がないが、各種モデルの位置づけの理解に関し再検討を促したい。

(f-2)

本研究成果『アジア開発途上諸国における選挙と民主主義』は、南アジアおよび東南アジア諸国の現代政治を、選挙研究の枠組みから検討したものである。対象となる両地域とも、日本での地域研究としては相対的に蓄積のあるところではあるが、そのほとんどは歴史的アプローチないしは定性的分析によるものであり、本格的な計量分析は決して多くなかった。また海外に目を転じて、選挙研究の理論枠組みは圧倒的にアメリカ及びヨーロッパの先進諸国を対象とした業績から組み立てられており、近年に至ってようやくラテンアメリカや東ヨーロッパ諸国も視野に入ってはきているものの、南アジアや東南アジアを対象とする例は少ない。したがって、本研究成果は日本における地域研究と世界的な選挙研究の双方について貢献できる可能性を秘めているといえよう。

各章に収められた論考も、これら両面での貢献を十分に意識したものとなっており、利用できるデータセットの量（ケース数、対象となる時期など）と質（信頼性）の一方ないしは双方に大きな制約があるなかで、それを乗り越えて知見を得るための努力がなされている。査読者は選挙研究や計量分析よりも政策過程分析が主専攻であるという立場にあるため、その真価を完全に把握できるとまでは言い難いが、各章の分析に採用されている分析手法上の技術や工夫が高い水準にあることは明らかであるように思われる。地域研究と政治学方法論の乖離が指摘されるようになってきている昨今、意欲的な企画と丁寧な実証分析によってそれを克服しようとするプロジェクトの試みを、高く評価したい。

同時に、このような分析は世界的に見てもまだそれほど多くないこともあり、今後さらに検討を深めていただきたいと思われる箇所もあった。既に高い水準にある研究成果に対して望蜀の感もあるが、参考までにコメントしておきたい。

一つには、序章に置かれている全体の枠組み設定が先行研究のリビューにやや偏っており、全体として「どのような条件が満たされれば業績投票が中心になるのか、それが南アジアや東南アジアではどの程度充足されていると考えられるのか」という包括的な理論仮説を導くに至っていないことである。本研究成果が全体として直接に検証しようとするのは「今日の南アジアや東南アジアで生じているのは、亀裂投票か業績投票か」という点だと思われるが、そういった探索型の問いに基づく分析は対象に固有の条件の影響を受けやすく、もともと一般性のある理論モデルから導く仮説検証型の分析に比べて知見の普遍性を有しにくい。このため、比較政治学的な選挙研究や民主主義体制分析への発展可能性にとって制約となりうる。

もう一つには、目的や方法論として示されている「各国の政治体制における選挙の位置づけ」が、必ずしも十分に説明されていない章が一部にあったことである。スリランカ、マレーシア、インドネシアについては相対的に見て叙述があったように思われたが、その他の章は当該国の政治史に一定以上の予備知識を持つことを求められているようにも感じられた。読者が分析対象国にほとんど予備知識がない場合に、いかに分析としての精緻さを失わずに知見を伝えられるかというのは、今後の課題であろう。

最後に、現在の比較政治学における開発途上国研究においては、選挙制度をはじめとする政治制度が説明変数となって投票行動や政党システムを規定しているという見解が有力になりつつあるが、それらと本研究成果がどのような関係にあるのかについて、各章では十分にふれられていなかった。序章への加筆ないしは終章を置くことによって、その点を論じることができれば、南アジアや東南アジアを事例として比較政治学に貢献するという本研究成果の意図に対して、より適合性の高い成果となるように思われる。

## (g) 韓国主要産業の競争力—21世紀における与件変化への適応

### (g-1)

本研究は韓国経済の専門家による、先行研究を踏まえた上で現地調査を現地語で行い、実証研究を行っているものであり、説得的な研究結果が得られている。韓国の資料・統計データも適切に収集され、利用されている。90年代以降の韓国主要産業の競争力と金融システム、産業支援のための財政政策をも研究対象としており、韓国の産業競争力を評価する上で必要な分野を網羅していると言え、また時宜を得た問題意識の下に研究されている点で評価できる。

序章は本研究全体の鳥瞰図を与える役割を果たしており、適切であるが、もう少しコンパクトにしても問題意識は伝わると思われる。

第1章から3章までの半導体、自動車、鉄鋼の個別産業の競争力の進展と課題について新たな事態の進展にも十分な研究を加え、新味のある研究結果が出されており、韓国のこれら産業の現状と課題について十分な説明がなされており説得的である。

第4章は最も説得的な実証研究結果が提出されており、韓国製造業の比較優位が実証的に明らかにされており、興味深く、研究の価値は極めて高い。

第5章の金融システムについては一般銀行部門の産業組織論的分析がなされており、現状をバランスよく説明し、またその課題を指摘している点で価値がある。

第6章は主要産業に対する税制支援効果の実証研究結果の報告であり、データ面の困難から実証結果には若干難点があるが、税制支援についての評価には納得できる結論が導き出されており、今後の一層の研究が期待できる。

以上、総じて序章を含め、各章の研究結果は韓国経済の現状と課題を説得的に示しており、研究成果としては高く評価でき、今後も研究の一層の継続が期待される。

以下で若干のコメントを述べると、序章他で、税制支援を「租税政策を活用したより間接的——」（序章13頁下2行など）として間接的と言っているが、金融的支援は返済を必要とするから間接的であるのに対し、税制支援は、補助金であるから直接的支援と言うべきで、その方が通常の言い方であると思われるがどうか。

第1章でフラッシュメモリーが取り上げられているが、これは東芝の技術者が開発したと言われており、一方液晶もシャープ発であるが、これらの生産で三星が世界一になっていることなどが日韓の競争力の交代に示唆的だと思われ、こうした日本の技術の流出などについて言及があるとより説得的になるのではないかと（ロンドンエコノミスト誌は韓・台が日本の技術をsnatchしていると表現している）。

第2、3章も同様であるが、これらの産業の競争相手は日本であるから、韓国側のインタビューと同じレベルで競争相手の日本企業からの説明も十分踏まえる必要があると思われる。

安易な政策論は望ましくないが研究の究極的目標として日本の政策に資することは重要であり、そのインプリケーションにも論及すると研究の意義は高まると思われる。

第5章は金融システムの再建に果たした金融改革など政策が中心に述べられているが、通貨危機後の為替レート的大幅下落による輸出増大とマクロ経済のV字型回復というマクロ経済の好転が金融システム健全化へ及ぼした影響も大きかったと思われ、それへの言及・評価を行った上で立論であるとより説得的であったと思われる。

文中、「そのような中」という表現が繰り返されているが、論理的な関係が曖昧になる印象がある。

第6章は財政政策の支援措置に焦点を定めた実証研究であるが、データ面の問題点を今後どのように克服するかの課題が大きいと思われる。日本は財政困難の苦境下にあるが、その一因としての租税特別措置などが現実に効果を挙げているのかどうか、日本においても同様な問題意識で比較研究が行われると興味深い。

### (g-2)

序章において、本研究の切り口とする「産業競争力」という概念について、企業競争力と国家競争力の中間に位置するとして簡潔な整理がなされている。しかし、実際にそれをどう把握するのかという点でもう少し論点を詰める必要がある。つまり本研究でいう「韓国の産業競争力」の場合、①「韓国内におけるある産業の韓国企業の競争力」に限定されているのか、韓国内にあれば外国企業も含めた産業

の競争力として捉えるのか、②韓国企業が海外展開するようになっているが、海外における韓国企業の競争力を韓国の産業競争力として捉えるのか、この点が序章で明確にされていないせいか、各章の論者によってばらばらに思える。その点は各章でのコメントで指摘したい。序章に限っていうと、「韓国産業を取り巻く環境の変化」として p6 以下でグローバル化を取り上げている。グローバル化の結果、外国企業の韓国進出によって当該産業の競争力に与える影響は大きいと思われる。この点について、「韓国の産業競争力」という場合、韓国に進出してきた外国企業のもつ競争力は除外するのかどうか、そうだとした場合外国企業の進出によって生ずる韓国企業の競争力に与える波及効果について考察が必要に思う。

第 1 章はインタビュー調査を生かし、文献調査だけでは得られない知見を提供しており、興味深かった。本論からはずれることになるが、p15 に、インタビューをもとにして、サムスン電子では、ゆとりのある生活を求めて辞めていく人が少なくない、しかし給与面で匹敵する優良企業がないので働き続けるとも指摘されている。いずれも事実なのだろうが、高級人材を高給与のインセンティブを与えて養成し、確保しているという本旨にとって、辞めていく人が多いという事実指摘はむしろ余計なことのように思われる。あえてそれを指摘するのであれば、高給与にもかかわらず、何故それが起こるのかを説明する必要がある。最初に言ったように本旨からはずれるのだが。

第 2 章において「競争力分析」と題した第 2 節の 1 は「市場成果」となっているが、このなかには「貿易成果」、「部品産業の競争力」、「収益性」と分かれている。二番目の「部品産業の競争力」は部品産業を独立に扱ったものであるが、「貿易成果」の一部は部品産業についても言及している。このため構成上で違和感を感じず。

P9 以下の「価格競争力」に関して、本文では「部品メーカーでの低賃金、非正規社員の活用」に支えられてきたと言っている。しかし、部品メーカーも低賃金の非正規社員が低賃金構造を支えているのであるから、価格競争力は「組立メーカー、部品メーカーの低賃金非正規社員の活用によって支えられている」とまとめてもいいのではないかと思われた。モジュール納入がコスト削減に貢献しているとあるが、これも結局は低賃金の非正規社員によって生産されていることが示されている。

P10 の「為替レート」は確かに輸出競争力に大きな影響を与えるが、企業にとってレートそのものを左右することはできず、いわば与件でしかない。レートと競争力の問題は、その変化にどれだけ柔軟に対応するかということになる。

P11 で海外現地生産における競争力を問題にしているが、本論文で取り上げる韓国自動車産業の競争力は、例えば米国に立地する韓国自動車メーカーの競争力をも含めて考えているのか？ そうだとすると、概念上、韓国自動車産業の競争力は国内・国外関係なく、韓国国籍の自動車メーカーの競争力ということになるのか。逆に言えば、すでに外国資本の支配下にある三星や大宇は韓国自動車産業として捉えることができるのかどうか問題になる。(すでに序章で示した問題)

上述と同様の疑問だが、自動化について、p17 では現代の北京工場、起亜のスロバキア工場に言及している。海外にあっても韓国自動車メーカーであれば、韓国自動車産業の競争力として考察の対象にしているのか、そもそも「韓国自動車産業」をどのように捉えるのかにおいて明確でないように思う。

第 3 章 P8 で現代ハイスコの冷延事業進出により韓国鉄鋼業において「2 社競争体制」が形成されることを論じているが、現代自動車グループが買収した江原産業、三美特殊鋼、韓寶鉄鋼と現代ハイスコとの関係をもう少し説明して欲しい。そのほか後に東国製鋼も出てくるので、もう少し、「2 社競争体制」の構造を分かりやすく示して欲しい。

第 4 章 P2 の第 1 段落で、「出血輸出」の問題に言及しているが、それが次の段落の「競争力」の話とどう結びつくのか明確な説明がないので、この問題を取り上げた主旨がよく分からない。

P5 における「機会費用と価格競争力の優勢な産業、技術競争力の優勢な産業との関連」に関する説明は一般読者にとってはやや難解であるように思われた。

鉄鋼において対中輸出入単価比が低下してきたことについて、「韓国の鉄鋼製品は高付加価値化が進んでいるが、それを上回る勢いで中国産低価格製品の韓国市場への浸透」(p9) とあるが、中国の鉄鋼製品の対韓輸出がいくら増えてもそれが低価格品であれば、輸出入価格比には反映されないはずである。そう考えると、この説明は不正確ではないか。韓国の対中鉄鋼輸出が低価格品に傾斜したか、中国の対韓鉄鋼輸出が高価格品に移行したと解釈すべきであろう。図 4 を見ると 2003 年以降は再び、対中輸出入単価比は上がっている。この時期は「安い鋼材の韓国市場流入」(p10) が言えるかもしれない。

一方、「対中貿易における類型 4 由来の赤字急増は懸念要因」という記述があるが、これは中国の対韓鉄鋼製品の品質向上を示唆するものであり、論点の矛盾や混乱があるように思う。

第 5 章第 3 節の「2 韓国市場での国内・外資系銀行間の競争」のところで、外資に買収された SC 第一、外換、韓国シティを外資系銀行としこれとその他の韓国の銀行を対照させているが、そうした比較が妥当なのか？資本関係では外資系だとしても出自は韓国の銀行であり、ほとんどの人材は旧銀行から継承している。これまでの慣行、顧客関係も継承している。そうしたところとの比較で外資系と韓国系といった差がそもそも検出出来るのか疑問に思う。M&A 業務、債券の海外販売を担当した外国銀行というのは、本文では具体的な言及がなかったが、上記の 3 銀行のことなのか？

第 3 節の「3 海外進出の現状と今後の展望」で、韓国の銀行は、海外に進出した韓国企業を対象とした営業に集中しているということであるが、これについてはむしろ韓国の銀行は強みを発揮出来るのであって、それ自体は問題とは言えないだろう。

P17 で、アジア諸国において韓国の銀行は、開発金融のノウハウを持ち、その需要があると指摘されている。しかし、本論の別の所 (p11~12) でも触れられているが、開発時代の銀行は官治金融であり、それ故にリスク管理能力や新商品開発能力の育成が妨げられた。そうした韓国の銀行に開発金融のノウハウという点で需要があるといえるだろうか？

外換銀行は国内では外資系銀行という扱いであったが、アジア進出の事例で韓国の銀行として扱っているが (p17)、どうなのか？

第 6 章において損金算入された準備金のうち 3 年以内に実際に支出した金額に関する税制支援の説明の部分は、「損金算入した年度の 3 年後の事業年度から 3 年間にわたって均等に利益に計上され、ここではじめて法人税の課税対象となる」(p6) の説明が分かりにくい。

上述の措置について、すでに 1972 年から実施された税制支援措置だということだが、これがとくにこんにち意味を有する点についてはもう少し意義付けをして欲しい。p5 で政策金融や補助金供与という直接的支援が後退するなかでこんにち有力な産業政策の手段となっていると一般的に述べているが、もう少し、個々の税制支援策の新たな意義付けが必要ではないか。税制支援策は、直接的支援がなくなるなかで受動的に有力な政策手段になったに過ぎないのか？そうでなく、もっと積極的な意味があるとするれば、これについて言及して欲しい。

P11 の「推計結果」について、結局、この実証分析は、税制支援は半導体産業を除いて設備投資や R&D 投資と有意な正の相関関係にないという意外な結果となった。この結果は、本論が最初に提示した問題意識や先行研究の結果とも食い違っている。先行研究との違いがどうして生じたのかの検討がまず必要であったように思う。

しかし全般的には税制支援の投資促進行動を否定したにもかかわらず、半導体産業で正の相関が見られたことをもって「成長動力産業に対する国家戦略的テコ入れが現在も機能している」(p14) という結論はやや違和感を感じず。ここでの税制支援 (減免措置) は、半導体という特定産業を対象としておこなわれたものではないのだから、一般的な税制支援が半導体産業では投資促進に「機能している」に過ぎないのではないのか？「国家戦略的テコ入れ」が「機能している」とまで評価できるのか疑問である。そもそも特定産業を対象とした税制支援でない一般的な税制支援が産業政策としての意義をもつのかが大いに疑問である。

## (h) 現代シリア／レバノンにおける権力構造とその相関関係

### (h-1)

本研究会成果は、シリア、レバノンにおける政治構造について、きわめて詳細な資料にもとづき、かつ緻密な分析を行っており、高く評価できる。とりわけ、各章の執筆者の間で、問題意識の共有がしっかりとされており、またその問題意識自体がきわめてアクチュアルな現状の問題点に焦点を当てたものとなっているため、現実政治の動態を見る上で、たいへん意義の大きいものである。

研究対象地域の政治分析は、これまで日本はむろんのこと、世界でも十分な分析がなされてこなかった。その意味では、大きな学問的貢献をなした作品といえる。また中東研究の分野に限らず、権威主義体制論など政治学分野一般に比較分析の好例を示したものでもあり、多くの比較政治学者に引用されることが期待される。

若干難をいえば、以下の点があげられる。

1. 問題の設定、本書が提示する比較政治の視点を考えれば、本書は中東研究の専門家のみ閲覧されるものではなく、多くの権威主義研究の専門家、ジャーナリストなどの読者が想定されるであろうから、概観がわかるような簡単な歴史年表などをつけたほうがよいのではないか。
2. 序章で、理論的位置づけを行っているが、もう少し権威主義体制ないし政治構造論の一般的な理論についての言及があったほうがよいのではないか。

### (h-2)

本研究はシリア／レバノン関係を国内・二国間関係・国際関係に目を配りつつ、緻密な地域研究の成果を政治構造という分析概念によって整理し、当該地域の政治研究のスタンダードを提供しようとした目的を十分に達成していると思われる。

序章「シリアとレバノンの政治構造」においては、本書の分析上、中心的概念となる政治構造について整理し、政治主体間の関係性に注目し分析を進める旨明らかにしている。その上で、シリアとレバノンという二国家間関係を社会構成、文化、歴史的経験上の共通条件、独立後の独自性（シリアの新家産制的権威主義体制、レバノンの多極共存型民主主義体制）、本書の分析の前提となる「ターイフ体制」下での両国の「絡み合い」について明確に整理されている。

第1部においては、レバノン内部の親シリア派と反シリア派の対立の萌芽を、シリアによるレバノンの実効支配をめぐる多元的布陣から単線的権威構造への転換を伴う B・アサド大統領を中心としたジュムルキーヤ体制の成立によるものと説明しているが、このような指摘は、両国の人的ネットワークに関する緻密な研究の成果なくしては得られないものであり高く評価できる。また、米国を中心とするシリアや親シリア派へのバッシングやハリリー首相暗殺といった内外の政治環境が、シリア軍の撤退と「権力の二元構造」崩壊につながったプロセスが明確に整理されている。

第2部では、米仏主導のバッシングがシリアから、レバノンの親シリア派（特にヒズブッラー）に移ることがシリアの対外政策・国内政策上の微妙な変更につながったことが指摘されていることなどからも、この二国の政治主体が強い国際的な関与を意識した政治活動を強いられている状況を知ることができる。また、シリア軍撤退による「権力の二元構造」の崩壊が、一般的な予想とは裏腹にシリアにおいては政権の安定につながり、レバノンでは旧来の水平・垂直の政治構造の復活による新たな対立の火種が生じるという複雑な構造も説得的に整理されている。

第3部は、レバノン戦争後の両国の政治構造の変化が、特にヒズブッラーの勢力拡大を中心に整理され、「ヒズブッラーのレバノン化」が進み「レバノンのヒズブッラー化」が始まったプロセスと表現されている。超国家的イデオロギーを持つ政治集団であるヒズブッラーが、シリア・イスラエルを視野に入れた域内政治関係の中で、レバノンの一政治勢力としていかなる戦略により対応し、自らも変貌していくかの研究は、シリア／レバノン研究の地平からも重要なものであるが、近年の「イスラーム政治」研究においても重要な意味を持っている。即ち、イスラーム政治団体＝テロリスト的な米国流の外在的断定は問題があるにせよ、イスラーム政治組織を内在的に理解しようとするあまり思想面からの解釈のみに終わり、客観的な組織の位置づけに乏しい研究が散見される中で、政治主体としてのヒズブッラーの動態を的確に位置づけることで、本研究は「イスラーム政治」研究に一石を投じる役割を果たしている。

今後の課題として、本論はシリア／レバノン関係を説明する上で政治構造概念を有効に使い、一応それに成功しているといえるが、近隣地域を含めた分析概念として使用に耐えるものにするためには、更に議論が必要であろう。特に政治主体間の関係を重視するとして政治主体そのものに関わる議論は避けているが、本稿でも部分的には言及されているクライエンティズム、民主主義をめぐる議論（多極共存型民主主義、ポリアーキー、ネオ・コーポラティズム）などとも合わせて、独立した節を設けて、より包括的な議論を展開する必要があるように思われる。

さらに政治主体に関連して、本研究で市民・大衆は従属変数としてしか扱われないが、主体となりえない事情を多少なりとも説明する必要があるだろう。この場合、レバノンにおいては当然、宗派主義コミュニティ内の垂直的人間関係が想定されるが、内戦前のレバノンのそれと「権力の二元構造」崩壊後、「復活した」その人間関係の相違はどう評価されるのであろうか。また、既に機能不全になったコミュニティを捨てた住民たち、両国において市民とは見なされず、キャンプ住民として背景にしかならない存在（パレスチナ難民）は、長期的な政治構造の議論からは見逃せない要素になると思われる。また、特にヒズブラーが「路上に」政治の重点をおきだした現在、昨今の国内事情から国を捨てて出国する市民の問題なども合わせて、最終的には従属変数とするにしても、レバノンの「国民」の実態を整理する必要があるように思われる。これは2度の「ダマスカスの春」を経験したシリア「国民」の場合も同様であろう。

最後に、対外関係に関しては、両国の現状に直接関わるのが米国のバッシングや国連安保理の場を通じた一種の「外圧」に集約され、また現地でもそれが関心の中心であることは理解できるが、両国の政治構造を論じる際にはやや単純化しすぎの嫌いがあるように思われた。

## (i) 地域振興の制度構築に関する研究

### (i-1)

第一章は、極めて優れた論文といってよい。戦後日本の地域振興のシステムと比較しながらインドネシアの村落が地域開発の主体者となれるかを鋭く分析している。論旨明確であり、内容も豊である。今後、本論文は、インドネシアの地域開発を研究する際に不可欠な先行研究となろう。

第二章はタイの OTOP プロジェクトを研究対象に地域における資源管理のあり方を論考したものである。秀作であるが、最初に「地域資源管理を行い政府の開発資源管理に参加することを地域振興のための地域の人々の裁量権」と規定しており、この「地域の人々の裁量権」が、OTOP プログラムの中でどうなっていたかについての分析が足りないように思われる。論旨も必ずしも明快でなかった。

第三章はサブサハラアフリカのマラウイにおける OVOP 運動における産品マーケティングを分析したものである。OVPO 運動で支援された 10 の生産者グループの組織化やマーケティング能力に関する詳細なこの分析を通じて支援機関の関与のあり方が浮き彫りにされている。とくに海外支援を行う国際機関にとって、産業支援を行い際の重要な先行研究となろう。ただ、マラウイの政治社会情勢についてのもう少し詳細な言及が欲しかった。

第四章は 第三章と同じくマラウイを対象とし、農産物生産者組合の地域や農家に与える影響を調査分析したものである。マラウイでは、1980 年代以降に、農業開発流通公社の機能が縮小され、投入物や生産物の流通自体が自由化されたため、公社にかわって農産物生産者組合の役割が増大している。

農産物生産組合の活動が農家の経済状況にどのように影響したのか、組合活動が地域社会にどのような影響を及ぼしたのかをロビ園芸協同組合とチクニ・キノコ栽培組合の事例研究を通じて明らかにしている。極めて詳細な経営分析もなされている。また、今のところ組合は、社会組織（例えば村）ともうまく共存していることが明らかになる。「社会組織とは無関係な組織を新たに設立した場合でも、社会組織からの理解や協力が得られれば、大きな成果を挙げられるといえるだろう。」という結論である。明晰な論文であった。

第五章はマレーシア、サバ州のテイナンゴール村のロングハウス農村観光を事例として展開した地域振興における住民の主体性に関する論考である。経済成長の著しいマレーシアの中でサバ州は、労働人口の 50% が農林水産業に従事する貧困州の一つである。サバ州にあるテイナンゴール村で始まった伝統のロングハウス農村観光事業の顛末が詳細に展開されている。その中で、住民の主体性と何か問われている。マレーシアの農村観光を展開する際には、必要な文献といえる。筆者自身が、青年海外協力隊として当地に 3 年間活動していたということもあって臨場感溢れる論考となった。難をいえば、ロングハウスの経営状況についてももう少し詳しい分析が必要であると思われる。

第六章はフィリピンの農村ツーリズムの展開過程の中でギマラス島の村落レベルのコミュニティ・ツーリズムの実態調査を通して地域振興の制度のあり方について考察した論文である。フィリピンにおける農村ツーリズムの展開過程やギマラス島における農村ツーリズムの背景が明快に書き込まれており、また村落レベルでのコミュニティ・ツーリズムの実態も明らかにされている。「政府自身の実施によるアグリ・ツーリズムでは必ずしも地域経営型のツーリズムを形成することはできなかったが、そのような政策が実施されたことによって、町やバランガイ・レベルのイニシアティブで、地域経営型の農村ツーリズムの萌芽がみられる」とし、こうしたことは、「住民参加の下で自治体が計画に沿う形で資本や土地利用を実現される内発的発展の原則を満たすツーリズム振興と評価できる」としている。極めて明晰な論考といえる。

第七章は離島地域を対象として地域振興における行政と住民の関係性を明らかにした論文である。5 次にわたる離島振興法の改正・延長の中で、離島市町村が、どのように主体的な島づくりを行おうとしてきたか。また、平成の市町村合併に離島市町村がどのように対応してきたかを小値賀や対馬の事例を示しつつ明らかにしている。この分析は見事である。ただ、離島地域の地域振興における行政と住民の関係性について論及がもう少し欲しいところである。

第八章は徳島県における地域開発の成功事例（上勝町「彩」事業と徳島県地鶏「阿波尾鶏」の開発普及事業）を取り上げ、その要因分析を行い、ODA 実施機関での開発途上国の開発援助の有効な教訓に資するために書かれた論文である。

極めて優れた論文である。とくに、「地域開発を支える基礎的インフラとして、地場産業に関わる試験研究活動を ODA の対象とすることへの意味を確認しておきたい」という指摘は鋭い。また、「社会的

能力」に着目し、「地域開発支援に向けられる ODA 事業においても、このような地域社会システム全体を視野に入れた取り組みが求められる」という指摘も説得性に富んでいる。本論文のような日本の経験を「今日の開発途上国のコンテクストに置き換えて、その価値を発掘する作業」が必要である。

(i-2)

査読に携わることによりはじめて知った事例が多く、勉強になった。上勝町の「彩」事業については一般的な知識はあったが、第 8 章の分析には得心できる点が多く、有益であったと思う。ただし、査読者自身の知識と経験による限界もあろうが、各章を貫く研究叢書全体を通じてのメッセージを、必ずしも明確に読み取ることができなかった。本書の目的が「ある地域課題の当事者が自主的にその課題に取り組むための裁量を持つには、どのような制度構築が求められるかを探る」ことにあるにもかかわらず、「意思決定のあり方や能力をどのような言葉で表すかについては、裁量権という言葉が法律用語であることも考慮して、各章の執筆者に委ね」たように、「地域振興」「制度」「裁量」などの分析のキーとなる概念が各執筆者間で明確に共有されていなかったのではないかという印象を持ったのである。

今後の研究の発展を考えた時、キー概念の定義を明確にした上で、地域振興の成果について評価する共通の尺度を用意し、成果と裁量との関係、裁量を規定した制度的要因についての仮説を提示し、それを事例を通じて検証するということを追求してほしいと思う。

## (j) 開発途上国における社会運動と民衆の政治参加

### (j-1)

「途上国」(アジア、ラテンアメリカ、アフリカをまたぐ)における社会運動の多様な問題領域における多様な形態について、実証的な観点からの考察を試みた意欲的な論文集として評価できる。改めて大幅な書き直しの必要性は認めないものの、いくつかコメントをしておきたい。

特に先進国を中心に発展してきた社会運動論に関しては、基本的な先行研究や視角(政治的機会構造やフレーミングなど)についてのきちんとしたレビューが行われているほか、扱われている国、事例も、そのすべてということではできない部分もないわけではないが、近年までの事例の詳細な動向調査の検証を(現地調査等によって)踏まえたオリジナルな論点も提示されており、評価できるものである。

ただし、「途上国」という文脈を意識した社会運動研究が進んでいないという出発点はどうだろうか?確かに「社会運動」という枠組みを援用する社会運動論系の研究は多いとはいえないかもしれない。しかし、1990年代以降の研究史においては、(本論文集でも時に現れる)NGOや市民社会といった概念化の元で議論されることも多かった問題領域でもあり、そうした研究も「先行研究」として位置づけなおすならば、さまざまな研究が展開されてきたといえるのではないかと敷衍しよう。市民社会は民主化という政治変動のあり方と密接にかかわる形で論じられてきたし、NGOも当初は援助関係(開発論)の研究などから始まるなど、異なる概念が用いられることと方法的な方向性が、不自然に特定の領域を偏重する形で議論がなされてきた傾向が強かったことも確かである。しかし、これらが異なる研究領域のものとしてしまえるのか、それともここで扱われている社会運動研究の先行研究になるか否かは、改めて問われても仕方のべきではあるように思われる。そして、そうした研究の中で本論文集がよって立つ社会運動論的分析視角が十分に意識されてきたかについても問われる必要はあろう。

さらに、これまでの先進国中心の社会運動論研究では個別の「国」の枠の中に閉じた研究が展開されてきたことに加え、インターネットの利用などの技術革新のもつ社会運動の国境を越えた意味などへの展開が弱かった部分もあるが、越境する社会運動という観点からも、多くの関連研究がなされてきており、この論文集が国家という制度的な「機会構造」の中に閉じてしまった点は、この研究会の成果としては致し方ない部分もあるが、今後更なる研究展開が期待される領域ではないかと考える。

上記の点ともかかわるが、社会運動にせよ、NGOにせよ、市民社会にせよその意味合いは非常に文脈的に決定される(本論文集でもインドの事例などは示唆的である)。その点は重要であるものの、本文中で社会運動組織といった概念も使われるように、それぞれの「文脈」によることは理解できるものの、それがそれぞれの執筆者の文脈での理解に概念使用が委ねられており、共通の概念枠組みとしては、(あえて)整理しない方針の下で議論されている印象も残り、読者としてそこをどう「比較」することが可能なのかといった点は、検討の余地があるように思われた。文脈化した概念と、研究上の分析概念の峻別をどうするのか、という方法的な課題もそこには残るような気がする。

細かな点としては、これも編者としての整え方になると思われるが、それぞれの章をchapterと記しているものもあれば、paperなどといった表記もあり、論文集であることを考えるとchapterに統一したほうがよいであろう。また、章の中の節の表記もややまちまちなので、そこも整合性を図ることが論文集としての一貫性を保つ上で必要な作業であろう。

### (j-2)

全体的に見てよい研究だと思う。各テーマについての情報が豊富で、読んでいて引き込まれ、読みごたえがある。

ただ、最初に提起した問題意識、つまり途上国の社会運動のメカニズムを(西欧先進諸国の場合とは違った視点から)理解するためのフレームワークを構築しようという目的が大きすぎて、それへの答えにまではいたっていないように感じる。それで査読表の③の項目「先行研究についての的確な言及がなされ、かつ先行研究を超えるような新たな研究成果が認められるか」については評価をBとした。すべての章を読み終わっての感想は、様々な途上国の個別具体的な社会運動はそれぞれの形をとって現れ、それぞれのメカニズムで現れるのであって、個別性の上に共通するものを見出すことはできないのではないかと、というものであった。(もし、もともとそのような結論を目指したのだったとしたら、導入部分からそのような印象は受けなかった。)

⑤の「論旨は明解で、内容としてまとまりがあるか」という項目にもBをつけさせていただいたが、それは英語の文章に問題があるからのように感じる。私もネイティブの英語スピーカーではないのだが、いくつかの章の中で英語の表現としてこなれていない部分が多く見当たるように感じる。出版に向けて校正を重ねられることと思うが、ぜひその点を改善されてはいかがだろうか。

研究に参加されたみなさんの意気込みが伝わってくる内容で、すでに述べたように情報が豊富で読みごたえがあることから、全体の評価をAとさせていただいた。

## (k)カンボジア農村の復興と発展ークロムサマキからグローバリゼーションまで

### (k-1)

本研究を英語で出版する意義は高い。困難な社会状況のなかで申請者が行った実地調査に基づくこと、そのオリジナリティはたいへん評価できる。カンボジアの現地研究者・学生にも、自分たちの社会について理解を深める資料として、参照を勧めることができる。ただし現状の体裁には、そのオリジナリティがストレートに伝わる単著であるとは言い難い部分がある。以下にいくつか加筆・推敲のポイントを提案する。

1980年代から1990年代半ばまでの時期に関心を置くことは、問題設定のうえで当然であるが、一方で、副題のグローバリゼーションという言葉が、1990年代末以降の近年の状況との関わりを強く想像させる。グローバリゼーションの時代を迎えた「いま」より前の段階の農村経済の検証が、「いま」のカンボジア農村社会の理解にどのように貢献するのか、現状の記述のなかでそのつながりが見えないとは言わないが、現代に対する「意義」をもっと明示的に論じることができないか。

単著として、どのような人々を読者に想定しているのか。カンボジアに関心を持つ人だけが手に取ればよい、と割り切るならば、現状でも可である。だが、昨今の出版物の傾向をみても、その地域に直接のかかわりを持たない人々が関心をもつよう工夫することは、その研究自体の価値を大きく高める。現状の分析については方法論の上で適切である。また、オリジナルな調査データのこれ以上の追加は期待できないであろう。しかし、研究の位置づけの部分や章と章のつなぎの部分（イントロや背景説明）で、より一般的な読者に理解させ、その関心を惹くよう記述をなせば、研究全体の印象が大きく変わる。議論に一般的な意味での厚みをもたせることをねらって、マクロの視点からの資料提示を増やすことも、一考の価値があるだろう。

先行研究として触れられていないが、矢倉健二郎によるカンボジアの農家経済の分析は、本研究の内容に関連している。特に第4章、クロムサマキ解散時の農地分配より後の、近年の農地取引の部分（小作や、土地無しが生まれた背景）に、矢倉の行った分析が深くかかわっている。矢倉研二郎 2008『カンボジア農村の貧困と格差拡大』昭和堂。矢倉には英語論文も多数ある。引用を考えるべきである。

結論の部分は、クロムサマキのレガシーの確認という以上に言葉を尽くす必要があると感じる。「社会関係」という言葉の意味は非常に広い。ポルポト時代以後に人々がどう社会関係を編み直したのか、という目的（問題の設定）に即して言えば、農地に係わるそれは、全体のごく一部でしかない。その限定性を是認しながらも、本研究が、特にその部分を取り上げて論じたことが、グローバリゼーションの時代を迎えた「いま」のカンボジアの社会の理解においてどのような貢献をなしているのか、筆者自身の主張が明示されたらなおよい。

### (k-2)

日本のカンボジア研究、特に現地調査を必要とする社会科学分野の研究は、1990年代以降かなりの進展を見せているにもかかわらず、英語による発信が量的にも質的にも依然不足している現状において、今回の成果発表はそうした意味で非常に意義深いと思う。

本研究成果についてのコメントを以下に記す。

本書全体を通じて指摘したいことは、表記について、カンボジア（クメール）語のローマ字表記を統一すべきであろう。天川編『カンボジア新時代』でのローマ字表記法を採用するならば、いくつか書き換えた方がよいものがある。また面積の単位アールについて。アメリカ人読者を考慮すると、are は acre の誤植と誤解されることがあるので（査読者の経験である）、カンボジアの面積にアールとヘクタール（とライ）が使用されることが多いことを脚注でも述べておいた方がよいのではないだろうか。また、本文中、アールを are と書くと、be 動詞のそれとまぎらわしいので（例えば11頁の前半）、複数形 ares とするか、略号 a. としてはどうか。

本書は paper なのだろうか。This paper と言及される箇所が散見されるが（例えば第4章冒頭）、たとえば、This study としたほうがしっくりこないか。

内容については、ページの制約があるせいかと思われるが、序章における、関連する先行研究への言及が少なすぎるように思われる。先行研究において不足しているどういった面を明らかにしたいのかをもっと明確に示せないか。

また、日本人研究者による英語で発表された先行研究で、文献リストに付け加え、本文中もしくは脚注にてふれるべきものが他にもあるのではないか。(例えば、女性世帯主世帯に関する Sato Nao、Takahashi Miwa による論考などは、特に第 5 章の内容に関連するであろう。)

調査村 2 ヶ村の位置を示す地図が必要かと思われる。また、できれば、各村の見取り図(川や道路との位置関係がわかるような)も。

調査村 2 ヶ村を選定したねらい(水田稲作主体の村と畑作主体の村との二種類を含めたかったなど)を、各村のクロム・サマキ時代とその解体のプロセスの詳細を記述する前に述べるべきであろう。例えば、16 頁の 3.4 Different Patterns in the Reconstruction Process の冒頭の 3 行は、もっと前に書かれるべきではないか。

現地調査の具体的な方法(期間、質問紙使用の有無や聞き取り方法、助手、使用言語等)の説明がどこかに欲しい。

第 3 章 14 頁以降、the farmland distributed by *Krom Samakki* のような表現が頻発するが、*Krom Samakki* は土地分配の主体となる組織と理解してよいのだろうか。あるいは、distribution of *Krom Samakki* と言った場合には、集団(共同?)労働の場となった耕地を指すのか。別の箇所では、集団労働のシステムの名称であると書いているので(例えば 16 頁 4 行目)、この語の使用法にこのような多様性をもたせるのは、理解を困難にする懸念がある。

16 頁、2 つめの段落で、クロム・サマキの集団労働が 1980 年代初頭には終焉を迎えていたことについては、著者の二つの調査村のみならず、他の地域においても似たような状況であったことを示すために、天川編『カンボジアの復興・開発』の 162 頁に掲載した表の情報の一部を脚注に載せてもよいのではないか。つまり、シアムリアプ州やタカエウ州など他地域ではどうであったかという情報である。

19 頁、share tenant (分益小作) と flat tenant (定額小作) という用語が指し示す意味を、本文中でもう少し説明を加えた方がよいと思う。現地語併記だけでは、農業経済分野の知識がある人以外の読者の理解を妨げるように思う。

結論での 24 頁、結論の章 5 行目に naturally dissolved とあるが、第 2 章では解体要因については詳細な記述がないように思われるので(クロム・サマキの実施当初から、当時の政府が思い描いていたような完璧なる集団労働が徹底されていなかったことが第 2 章 16 頁で述べられてはいるが、それがなぜなのかは記述されていない)、なぜ naturally なのか、やや理解しづらい。第 2 章での記述をやや詳しくするか、ここで簡潔なまとめの説明をするかすべきではないだろうか。

この章の最後の部分、縫製業の雇用創出力が突出しているものの、シアムリアプ州などでは観光関連のサービス業などもあるので、それらに若干言及してもよいかと思う。

## (1) イランにおける不動産賃貸借とイスラーム法

### (1-1)

新制度学派的な視点を十分に意識しつつ、イスラーム法と近代西歐法の相関を実証的に分析した優れた成果である。イラン革命後のイスラーム政治の文脈に対しても示唆するところが多い地域研究の成果としても評価できると考える。

1960年関係法について p. 2に「第二次世界大戦後の・・・法律の改変」という表現があり、同法を指していると思うが、時期の表現は適切か。1943年ミルズポー諸権限法との関係でこうした表現になるのか。

すでに既存の研究で明らかにしていると思うが、1943年ミルズポー諸権限法による「営業権」概念の実質的導入の背景には、シャー政権による社会経済の近代化＝西歐化のイデオロギー的要因以外に、経済的な背景（戦時経済による不動産価格の高騰、賃借人の移動率の上昇など？）があったのか。同じく1960年関係法が成立した背景（民法関係全体の法整備？）、1977年関係法と改正された背景（「後身法」とあるので実質変化なし？）についても、あらためて説明があれば分かりやすい。

### (1-2)

イランにおける商業施設の賃貸借契約に関し、法制度面での議論と変遷を検証し、その結果を現地調査から得られたデータと比較、法の変化の理由と影響を明らかにした論考。「サルゴフリー方式賃貸借契約」というイラン独特の方式についての新たな知見を含むだけでなく、イランにおける慣習と外来要素との間の相互作用のプロセスを示す一事例としても、大変興味深い。「ホメイニー師の著作」などのイスラーム法議論が実際の法改正にどのように反映するのも、ここから伺われる。

以上の理由から、本研究が公開されることは、大きな学術的な意味をもつものと判断する。ただし、願わくば、以下の点に言及・考慮されることを望みたい。

本論文により、1997年の法改正が、「用益権に対する賃貸人の補償責任範囲の明文化」を焦点としたものであったことが明らかにされた。評者の理解するかぎり、「補償責任」が発生する可能性のあるのは、サルゴフリー契約期間内に、賃貸人が賃借人の用益を終了させようとした場合に限られると思われる。だとすると、こうした、契約の途中破棄要請は、どの程度発生するのか。この問題は、賃貸契約の期間の問題に関わるだろう。スンナ派イスラーム法では、短期契約と長期契約を厳密に分ける傾向があるが、この点は、シーア派法学ではどうなっているのだろうか。契約の途中破棄の発生可能性と関連して、契約期間について、説明いただけるとより理解が深まるように思われる。

「所有権の構造をめぐる問題」(p. 10)は、評者には、理解しきれなかった。賃貸者の側が、契約の途中破棄を求めた場合、西洋近代法ではどのような事態が発生し、それと（西洋法に基づく）営業権は、どう繋がっているのか、若干、詳しく（平易に）説明いただくとありがたい。

3章のタイトル、サブタイトルにみられる「賃貸人の選択」・「賃貸人の直面する選択肢」という表現は、検討の余地あり。

個人の趣味の問題かもしれないが、文章が、すこし読みにくい。学術的価値を下げるものではないが、より平易な表現に心がけていただければと思う。（「とまれ」、「鑑みれば」などの使用、p. 10, L15の「ついに」などには違和感を覚える。）

## (m) ラテンアメリカの左派政権—その背景と政策

### (m-1)

たいへん興味深く拝読した。この研究成果が双書として刊行されるとのことであるが、ラテンアメリカの左派政権について総合的に取り上げた日本語による研究書としておそらく初めてのものであり、公刊の意義はたいへん大きいように思う。以下、いくつかのコメントを記しておきたい。

近年のラテンアメリカ政治の左傾化は日本でも注目を集め、学術雑誌やメディアにおいてもそれなりに取り上げられてきた。ただしそれらの論考は、選挙結果や新政権発足をきっかけとして出されることが多く、(特にメディアでは)新自由主義への反動や反米、反グローバリズムといった単純な構図で説明されがちであった。それに対して本研究では、単に近年の動向を記述するにとどまらず、30年なり50年なりのスパンで政治の動態を見、また左派の政党・政治家の言説や政治行動の変遷を跡づけるとの作業が意識的に行われているため、今日のラテンアメリカ各国における左派政権の位置づけが、歴史的・構造的要因を踏まえて明確になっている。このことは、本書の優れた成果であるように思う。

また各国の左派政権がとっている政策の内容、あるいは国内的、対外的な政治スタンスに関する分析も、具体的かつ詳細である。ラテンアメリカの左派政権がいかに多様であるかが浮き彫りになっている。「ラテンアメリカにおける各左派政権の性格、およびそれらの主要政策をわかりやすく解説する」との、「調査研究実施細目 1. (1)」で掲げられた研究目的は達せられていると言ってよいであろう。

さて、「調査研究実施細目 1. (6)」では、期待される成果として「左派政権」の類型化を試み、とあるが、この点に関し、査読者には、研究会全体としていかなる結論に到達しているのか、やや読み取りにくいように感じられた。もちろん、序章において、カスタンニエダをはじめとする既存の研究成果について丁寧にレビューされているし、重視されるべき分析の視座についても分かりやすく整理されている。そしてまたその視座が各執筆者によって共有されていることも感じられる(例えば、各論文において左派政党の変遷や消長、あるいは政党システムについて意識的に取り上げられていることは、視座を執筆者間で共有しようとした努力の表れであろう)。

しかし、研究対象への分析視角を整理することと、分析対象を類型化することとは異なる。序章 18 頁の最後の 3 行で、本書では前半で「急進左派政権」を、後半で「穏健左派政権」を分析する旨述べられているが、もちろん、この 2 分類が本書の結論づける「類型」というわけではなかろう。すでに触れたとおり、本書の強みの一つは、左派政権の多様性を明らかにしたことにある。だからこそ、ほとんど章において、結論部分が政権遂行ぶりの評価や将来展望といった個性記述に終始し、各政権がラテンアメリカ全体の中でいかなる類型の左派に位置づけられるべきなのかという点での踏み込んだ議論が不足していることが残念に思われる。

以下、各章について個別にコメントを記したい。

序章に関しては、今触れたことにも関連するが、図 1 が視覚的に、ラテンアメリカの左派が 2 類型に(ブラジルを急進左派と穏健左派の間にあると見なすとしてもせいぜい 3 類型に)しか見えないのが気になった。本研究では左派の急進度を明らかにすることと並び、モデルと現実の乖離(左派的な言説と実際の政策とがどれほど乖離しているか、あるいは政策目標と現実の成果とがどれほど乖離しているか)を見極めることが一つの目標とされているはずである。であれば、この表は○印の有無で 2 分類する以外に、この乖離度を何らかの形で示す工夫をしたら面白いのではないかと思った。

第 1 章は、チャベスの政権運営ぶりや具体的政策がいかに多くの問題をはらんでいるかを明瞭かつ厳しく指摘している。それでは、なぜかくも問題を抱えるチャベスがこれほど長期にわたり、大衆から熱烈に支持されているのか。いくつかの重大な政治的局面で、大衆はどう反応してきたのか。本論文の目標が政策の分析にあることを承知の上で敢えて述べれば、統治の対象としての大衆ではなく、政治の主体としての大衆の動態をもう少し分析してほしい。そうした大衆の姿を理解することが、左傾化のダイナミズムを知る上で欠かせないように思われるのである。

第 2 章は、モラレス政権の左派的な言説や政策目標と実際にとられている国内政策や外交政策との乖離を具体的かつ詳細に分析することで、モラレス政権の抱える困難やジレンマがよく理解できるものとなっている。資源などをめぐる地域間の利害対立が現況を理解するための一つのカギなので、できれば本文中で言及されている地名、あるいは資源の分布状況などを示した地図を添えてもらえればよいように思う。

第 3 章は、率直なところ、いくつか疑問に感じる点があり、議論の組み立てを再検討することが必須

であるように思われる。

まず、タイトルに「分割政府」から「委任民主主義」に向かうエクアドル・コリア政権」とあるが、なぜこの「分割政府」と「委任民主主義」の2つを分析上のキー概念として採用しているのかがよく分からない。「分割政府」というのは確かに民主化後のエクアドル政治の一つの特徴ではある。しかし、特徴の一側面にすぎない。また与党が議会で少数勢力となることはラテンアメリカにおいて決して珍しいことでもない。なぜこの点を強調するのか。また、「分割政府」状態に起因する政治の機能不全（本章の表現で言えば「ポピュリストの誘惑」に屈しやすい状況）がアウトサイダーの登場につながるという説明は理解できるのであるが、そのアウトサイダーが左派である必然性はないはずである（言うまでもなく、アウトサイダーが徹底的な新自由主義を採用し、かつ国民の支持を得ている例がいくつかある）。政党システムの分析に比重が傾きすぎ、なぜ左派が台頭したのかについての説明が決定的に不足しているように思う。

次に、コリア政権を「委任民主主義」とするのが果たして適切なのか、疑問に感じる。本章 15 頁によれば、コリア政権は確かに 100 以上の大統領令を発布しているとのことである。しかし他方で、貸出金利引き下げや税制改革といった財政・金融政策に関わる重要な制度変更は、制憲議会による立法行為に基づいて行われている。「制憲議会のもっぱらの役割は…政府から提案された法案を承認すること」（11 頁）と執筆者自身、論じている。このコリア政権の性格は、立法府を軽視して有権者から白紙委任されたかのように統治するという「委任民主主義」の一般的な定義とはやや異なるのではないか。また、たとえコリア政権を「委任民主主義」と見なすことが可能であったとしても、それによって左派政権としての性質が説明されたことにはならない。「委任民主主義」と政策の左派性や右派性といったこととは無関係である。

したがって、まず次の点を少なくとも説明してほしい。つまり、100 以上出されたという大統領令の全体像がどういうものなのか（本章では左派政策に適合する事例がいくつか引き合いに出されているにすぎない）、政策全体におけるその比重（制憲議会による立法手続きを経て遂行される政策と大統領令によるそれとの比重）がいかなるものかという点である。これによって「委任民主主義」と理解することの妥当性を検証してほしい。その上で、次に、コリア政権の左派性についても、本書の趣旨に鑑み、しっかり分析してほしい（これには統治スタイルの分析とは別に、社会経済的側面からの分析が必要な気がする）。そして、コリア政権の左派的政策の特質が「委任民主主義」と密接な関連をもつというのであれば、そのことも論証してほしい。

以上のとおり、「分割政府」と「委任民主主義」を左派政権説明のキー概念に用いる意図がよく分からないため、「分割政府」から「委任民主主義」に向かう」という動態を説明することが、左派政権としてのコリア政権の理解にどうつながってくるのかということも読み取れない。繰り返しになるが、「分割政府」も「委任民主主義」も政府議会関係なり統治スタイルを定義づけるものであり、政策の中身が新自由主義的であるか反自由主義的であるかには関係しない。ぜひ、研究会の目標に沿う方向で議論の組み立てを再検討してほしい。

本章のこうした議論展開の不明瞭さは、分析の対象とされるべき期間の設定に問題があることに起因しているように思われる。つまり、一言で言えば、エクアドルの左派政権への胎動を理解するためには、グティエレス政権から現政権に至るまでの流れを包括的にとらえる必要があるのではないか。チャベスにもなぞえられ、反自由主義を掲げる先住民組織などと連携したグティエレス政権の発足こそ、エクアドルにおける左傾化の分岐点である。もちろん、よく知られているとおり、グティエレスは就任後、ドル化を追認し、新自由主義に傾き、支持勢力の離反を招いた。これにより政権は瓦解したし、CONAIE の政治的威信も失墜した。その意味でグティエレス政権は、左派政権と言うにはずいぶん不徹底なものであった。しかし、こうした左派の変節、ジレンマ、理念と現実の乖離、目標と成果の乖離こそ、本書全体を通して分析の中心に据えられていることなのであり、グティエレス政権期の政治の動態を、第 1 節（「コリア政権成立の政治的背景—激動の 10 年—」）の中でわずか 1 段落にまとめるだけでは、現代エクアドルの左派の実相が論じきれないのではないかと思う。

第 4 章は、キルチネル政権の成立の経緯や政策遂行ぶりの実態が具体的かつ分かりやすく整理されて論じられており、同政権の左派的性格がいかなるものであるかを理解するのにたいへん資する。選挙結果は基礎的で重要なデータなので、表 2 は引用文献に依拠するのではなく、公式発表に基づき、得票率のみならず得票数、白票数、無効票数なども記したらどうだろうか。有権者資格人口に対する投票者数

の比も気になるところである。

第5章は、キューバの現状が、ラウル時代の動静も含めて具体的に論じられている。1990年代以降の流れが第一期前・後期、第二期前・後期と4期に整理されているのでたいへん理解しやすい。ラテンアメリカの左傾化現象を注目する上での重要なポイントの一つは、左派政権の反グローバリズム連携がいかに進むかという点にある。その意味で、ALBAがキューバの内外に与えるインパクト（キューバ社会へのインパクトと米州国際関係へのインパクト）についてももう少し論じてほしかった。

第6章は、チリの中道左派政権の堅実性が明瞭に説明されている。細かい疑問を2つあげたい。第1に、第3節3.（15頁）の説明（政権支持の低下や支持政党無し比率の高まり、二名制の弊害）それ自体は妥当であると思われるが、これは見出しで言うような「政党システムの弱体化」を意味するのだろうか（むしろ政党システムが強固で硬直化していることの表れではないか）。第2に、図1は左派性・右派性をいかなる尺度で計測したものなのであろうか。一般に、独立民主同盟のほうが国民革新よりも右派的であると認識されているように思うし、キリスト教民主党的の左右の幅が独立民主同盟のそれにすっぽり収まっていることにもやや違和感を覚える。分類の基準を説明しておいてほしい。

第7章は、ルーラが中道寄りに穏健化することによって政権到達を果たしたことが実証的かつ丁寧に論じられており、ルーラ政権の堅実性や左派性の実相がよく理解できる内容となっている。本章の主要な分析対象がルーラ政権にあることを承知の上で言えば、代表的な従属論者であったカルドーズがリアル・プランに関わったことが、ブラジル左派の変化の先行現象であるように思うのであるが、どうだろうか。そうしたことについてどこかで触れられていてもよいような気がした。

第8章は、内容そのものではなく議論の進め方という技術的事柄に属するが、冒頭で若干の補足説明を加えておいてほしい点がある。つまり、なぜアリアス政権が左派政権の一つと見なされ注目されているのかという点を、（そうした一般的な見方が妥当であるのか否かも含めて）最初に示しておいてほしいように思う。

アリアス政権が左派政権の一つに数えられるのはもちろん、本章でも述べられているとおり、PLNが社会民主主義を掲げているからである。ただ、書き出しの部分でいきなり、同政権が「新自由主義路線」としていると断ってしまうと、なぜ本書の中でコスタリカが取り上げられているのか、読者が混乱する（ように思う）。さらに、第1次アリアス政権が約20年前に存在し、かつそれも新自由主義に属するといのであれば、なぜ近年の左傾化現象の文脈でアリアス政権について語られなければならないのか、ますます分かりづらくなる（であろう）。左派政権というのは、政策の質的側面のみで規定されるのではなく、外部の者がいかに当該政権をとらえて定義づけるかということにも大きく関わっている。アリアス政権がどう見なされており、また本当はどう見なすべきなのかといった点をもっと丁寧に示してから同政権に関する具体的な分析に入っていけばなおよいように思う。

第9章は、ガルシアがいかに政権に到達したか、またそのガルシア政権の左派性とは実際にいかなるものであるか、整理されて論じられている。第一次政権期からのガルシアの変節ぶりも具体的に論じられていて分かりやすい。ガルシアが社会政策に実施の遅れについて就任1年後の演説で謝罪したというが、政策の過ちを公に認めるといのはリスクを伴う行為である。いかなる表現が用いられたのか、いかなる狙いでそれが行われたのか、野党、メディア、市民はそれにいかに反応したのか、解説を施しておくことは大事であるように思うが、どうだろうか。

最後にもう一度、全体を通読しての所感を述べておきたい。

各章で取り上げられている個別事例に関する分析は具体的かつ実証的で、個々の国々の現況に対する理解を深めるのにおおいに資する内容になっている。左派政権の多様性を提示できたことの意義もたいへん大きいように思う。

査読というより書評として論ずるべきことかもしれないが、本書においてまだ解明されていないこと（ないしは言及されていないこと）の一つは、なぜ左傾化のダイナミズムが通地域的現象として生じているのかということである。おそらく読者が左派政権の分析書に期待することの一つはこの点ではないか。

本書でも説明されているとおり、ペルーやコスタリカの現政権は左派政権と見なされているが、そのさらに左に、ウマラやPACといった有力な競合相手がいた。メキシコでもオブラドールが政権到達の一步手前にあつたし、親米国コロンビアにおいても政府と左翼ゲリラとの対峙がある。要するに、左傾化とは政権成立の成否のみで語られるべきものではない。こうした様々な事象をどう総括したらよいので

あろうか。

本研究が現に成立している個々の左派政権の分析を主要な目的としていることを承知の上で敢えて言えば、急進左派に勝利して成立した穏健な政権と国内で最左派に立つ急進政権とを一括りに「左派政権」として並列し、それだけを分析するのであれば、必ずしも地域の全体像を理解することにはつながらない。ラテンアメリカの「左派」理解のためには、また「左傾化現象」を理解するには、現に成立している政権やその政策だけでなく、与野党を含めた左派勢力全体を、また「非左派政権」の国々における左傾化へのダイナミズムを広く視野に収めて分析することが不可欠のように思われる。そうした包括的な見取り図の中で、個々の左派政権の性格や政策スタンスの位置とベクトルを座標軸上にプロットしていくことが重要なのではないか。

本研究会の今後の予定はどうなっているのでしょうか。勝手な希望であるが、もしできることなら、今後はメキシコやコロンビア、パラグアイといった左派政権が成立していない国々も取り上げ、そこにおける左傾化のダイナミズムも分析してほしい。また、左派政権の連携がいかなる方向に進むのか（進まないのか）、それが米州国際関係にいかなる影響を与えるのか（与えないのか）、アメリカのラテンアメリカに対する見方、ならびに具体的外交政策がどう変化しているのかといった、国際関係の領域にも分析の幅を広げてほしい。

(m-2)

ここ数年にラテンアメリカで次々に誕生した左派政権の歴史的背景と実態を、各国の事情に詳しい専門家が詳細かつ明解に分析・解説した本書は、研究会の概要でも指摘されているように、「日本で初めて 21 世紀におけるラテンアメリカの「左派政権」を総合的に論じた普及書」として、まさに時宜を得ていると言えよう。

ディシプリン異なる複数の著者により各国を網羅的に扱った研究書は、ともすれば統一性を欠いた論文集に終わりがちである。しかし本書は、(1) 左派政権成立の歴史的背景、(2) 指導者の言説とは必ずしも一致しない、経済・社会政策の実態、(3) 対米関係を中心とする外交政策の 3 点を共通の分析対象とすることにより、比較可能で一貫性のある内容となっている。とりわけ序章は単なる各章紹介と全体像の提示にとどまらず、先行研究に基づきつつ、左派政権の誕生を歴史的に位置づけており、それ自体として非常に読み応えのある内容となっている。この序章の存在により、必ずしもラテンアメリカ各国の現状に精通していない読者にとっても、各章の意義が明確になるだろう。

本書は、主要な左派政権をほぼ網羅しており、各国の最新の情報を盛り込みつつラテンアメリカの「左傾化」現象の実相を明らかにしている点で優れた業績である。ラテンアメリカ政権の左派政権を、チリ、ブラジルに代表される「現実的で穏健な左派」とチャベス政権等に代表される「急進的で、無分別な左派」の二つの左派に分ける Castañeda や Petkoff 等の議論は、確かに分かりやすいが、各国家・政権間にはこの二分法で説明するにはあまりにも重要な違いが存在していることを本書により再確認することができる。

他方、あえてキューバを扱った章が入っていることも、時宜を得ており、多くの読者に歓迎されるだろう。ただ欲を言えば、各国の章に加え、左派政権間の横のつながりを扱った章があればさらに充実した内容となったのではないだろうか。その点については、より多くの事例を扱うことを優先するという事情もあったのだろう（個人的には、ニカラグアに関する章もあれば有難かったと思う）。

一つ気になった点は、序章では明確な理論的説明のあった「ポピュリズム」の扱いに関し、各章で若干の概念的な揺れや不用意な使い方があったように感じた。最近のラテンアメリカの左派政権を論じる上では、重要な概念であるだけに、本書を通じてある程度統一した定義があってもよかったのではないかと感じた。その点に関し、エクアドルを扱った章では、「ポピュリスト指標」を用いるなど概念の精緻化を図る努力が顕著で好感が持てた。

最後に、本書は最新の情報により「左傾化」の現状を詳細に描き出した優れた業績であるが、今後に関する展望という点には、あまり触れられていないとの印象を受けた。ここ数年のラテンアメリカの「左傾化」現象が一時的な現象であるのか、それとも今後もしばらく継続する可能性があるのか。継続する場合には、今後その質的な変化があり得るのか。現状では判断の難しい問題であるが、もう一步踏み込んだ見解があってもよかったのではないかと思う。

いずれにしても、本書は、ラテンアメリカの専門家だけでなく、ラテンアメリカや途上国一般に関心のある研究者、学生、一般、さらには、外交関係者、NGO 関係者、ジャーナリスト等に広く読まれるべき内容に仕上がっていると見えよう。

以下、各章についての印象と、気付いた点を列挙しておく。

ベネズエラを扱った第1章では、チャベス政権誕生の歴史的背景として、プント・フィホ体制の問題点とその崩壊の過程が丁寧に説明されている。チャベス政権誕生後の、政権運営、政策過程も分かりやすく書かれている。あえて欲を言えば、リーダーとしてのチャベスの実像についてももう少し触れてほしかったように思うが、すでに邦文で出版されているので割愛したのだろうか。昨年末の国民投票による改憲案否決の背景も説明されており、大変参考になったが、他方で、この否決が今後のベネズエラ政局に与える影響がどの程度のものなのかについてももう少し言及してほしかった。

ボリビアに関する第2章でも、モラレス政権誕生の背景として、いかに同国の政治制度・政党システムが機能不全に陥っていったのかが丁寧に説明されている。また、民族間や地域間に複雑に入りこんだ亀裂を抱える同国の現状の中で、モラレス政権が抱える課題の深刻さがうかがえ、興味深かった。

エクアドルのコレア政権を扱った第3章は、先行研究を踏まえた理論志向も強く、読み応えがあった。政治手法において、グティエレス元大統領など歴代政権との共通性も多いと著者が指摘する同政権が、過去の政権の轍を踏まないためにはいかなる展望があるのか、章題の通り「委任民主主義」に向かうのか、今後関心を持って見守りたい。

第4章は、評価の分かれるキルチネル政権の特徴を明解に分析している。好調な経済と大統領の個人的な人気に支えられた同政権の統治手法が、今後も持続可能なのか、本章を読んで大いに不安に感じた。メナム政権からキルチネル政権への流れは、アルゼンチンの政治制度・政党システムに負の遺産を残さないのか、気になるところだ。

1990年代以降のキューバを分析した第5章は、最近の左派政権を扱った本書全体の視角とは異なるものの、同国の内情に明るい専門家による必要かつ十分な説明により、本書の重要な一角を占めている。

第6章は、経済の好調さゆえに高まる、さまざまな市民の要求に揺さぶられるチリのバチェレ政権の現状を詳らかにしている。その背景として、政治エリートによる政治の独占を指摘しているのは、的を得た指摘と思われる。また、軍事政権の遺産である「2名制」が、チリの政治的安定に寄与してきたというのはよく指摘される点であるが、一方でポピュリズムが影響力を持たないのは、1973年以前からのチリ政治の特徴であり、「2名制」だけでは説明できないのではないだろうか。(P.9上から2段落目の、上院でのキリスト教民主党の議席数が誤っているように思われる。念のため。)

ブラジルを扱った第7章では、1980年代以降のブラジルを「経済の10年」→「政治の10年」→「社会の10年」に整理して説明しているのが、新鮮で明解に感じた。また、1988年憲法の枠組みにより、「交渉と調整を必要とする大統領制」がブラジル政治の特色となったとの説明にも説得力がある。

第8章が扱うコスタリカに関しては、日頃なかなか情報が伝わってこないため、非常に勉強になった。著者も指摘するように、アリアス政権を左派政権と位置付けることには違和感が残るかもしれない。AmericasBarometersのデータをもとに、ラテンアメリカ各国の大統領選挙の各候補の「左派度」、「右派度」を示したセリグソンの論文(Mitchell A. Seligson, "The Rise of Populism and the Left in Latin America," *Journal of Democracy*, Vol. 18, No. 3)でも、アリアスは右派、ソリスは左派に位置づけられているが、他の2候補も含めその差は僅かであるとの結果が出ている。

同様に、第9章のペルー・ガルシア政権についても、左派政権と位置付けるには疑問符が付きそうだ。後半の、なぜ第2次ガルシア政権が「右派的な」政策をとっているのか、についての分析は興味深かった。とりわけ、ガルシア支持層が貧困層ではなく、富裕層であるとの指摘には説得力がある。

## (n) アジアにおける鉄鋼産業の発展と変容

(n-1)

本研究は、アジアの鉄鋼業について、各国の開発戦略や産業政策と関連づけながら、その発展過程を分析した意欲的な労作である。前方、後方連関効果の大きい鉄鋼業は、典型的な基幹産業として、高い戦略的重要性が付与されている産業である。本研究では、アジア7カ国の鉄鋼業について、用意周到な分析的枠組み（生産技術と企業累計、担い手、経済発展水準と鋼材需要、鋼材生産と需給、鋼板類輸入など）に基づいて、詳細にその発展過程が分析され、その国別特徴が明らかにされると同時に、鉄鋼業という事例研究を通じて、それに投影される各国の開発政策の課題と特徴が浮き彫りにされている。先行研究に照らしても、アジア7カ国の鉄鋼業発展過程を分析した本研究の意義は極めて大きいものと考えられる。

ところで21世紀を迎えて、鉄鋼業を取り巻く世界に大きく一変するにいたっている。中国、インドでの鉄鋼需要の拡大に牽引される形で、世界の鉄鋼業が新たな拡大局面に突入する中で、M&Aや業務提携など鉄鋼業の再編成が世界的規模で進行しつつある状況にある。しかしながら、すでに本研究の序章において認められているところであるが、技術的側面、環境問題と並んで、鉄鋼業の再編成の問題についての検討は本研究では十分な論点として扱われなかったようである。産業発展論という観点から各国の鉄鋼業の発展過程を分析するという本研究の目的からすれば、それも止むを得なかったとも思われるが、今後の課題として取り組んでもらうことを期待したい。

(n-2)

本書は、アジア各国の鉄鋼業の実態を詳細に明らかにしている。序章にいうように、アジア各国の鉄鋼業の研究は、これまで先行研究が手薄な状態であり、学術的意義は高い。論旨も基本的によく整理されており、説得的である。

特に「技術選択の問題」、「市場の（特に薄板市場の）階層性」の指摘など、これまでの研究成果を進展させた論点が明示的に提示され、この分野の、今後の研究の発展に貢献は高いものと評価できる。

こうした意義と貢献を十分に認めた上で、従って、各章はよく整理されていることを評価したうえで、以下は、可能であれば、といった類のいくつかの注文を出して、コメントに代える。

本書で発見した事実群を、何らかの指標または定式化によって、総括的に表現する工夫がなされてもよいのではなかろうか。

かならずしも「発展序列」といった一方向のスケールに置き直すことが本書での意図でもないだろうし、各国鉄鋼業の多様性の強調は、それはそれで理解できるが、しかし、そのうえでもやはり何らかの総括的表現を示された方が、全体像をよりよく俯瞰できそうに思われるがどうだろうか。

その総括的表現は一つである必要はなく、いくつかの図に置き換えて示すことができそうに思われる。

たとえば、序章冒頭で二つの意図が示されているが、それに沿って、一つの図は縦軸に生産技術の選択、横軸に鉄鋼業の発展を示す何らかの指標によって各国鉄鋼業をプロットするとか、あるいは二番目の論点に沿って、一方の軸に政府の役割の強弱、他方の軸に担い手のありようを地場資本から外資までをスケール化して、同様に各国鉄鋼業の位置をプロットしてみるとか、いずれにしろ多様な各国の有り様をもう少し概括的に俯瞰できるような全体像の提示があってもよいように思われる。

また同様な手法で、各国の需要と生産のありさまを、本書で一つの軸になっている板管比率で、示すこともできそうである。つまり需要の板管比と生産の板管比の両軸で示すこともできそうで、こうした全体の俯瞰図がよりいっそう各国鉄鋼業の多様性を表すことになりそうだと思うがどうだろうか。

個々の章でも若干の要望がある。第1章への注文は、一極体制から二極競争体制へ変化したさいに、企業類型ごとの生産品目とその構成比はどのようになったのか、が明らかになれば、なおその変化の意義が鮮明になるとおもわれる。競争構造の変化は、品目構成の変化に表われ、企業類型相互の位置関連がより明確になると思われるからである。

第2章では、中国鋼鉄の研究開発連盟は興味深い。しかし、金属・機械産業、とりわけネジ・ナット・手工具類などの研究開発は主として条鋼類を中心としたものであろうから、それが自動車産業向けの鋼板類と同じような高級化の推進軸になれるのかどうか、評価は分かれるところかもしれない。この点についてももう少し立ち入った検討がほしい。

第3章は副題に「爆発的拡大はなぜ可能だったのか」、とあり、中国鉄鋼業の主として量的拡大を丁寧を追跡されているが、ここでは需要構造の分析はほとんどなされず、まさに量の分析に終始しており、他の章との整合性にやや欠けているのではないだろうか。本書は需要と生産の多様性を基調に各国鉄鋼業の発展動向を明らかにしているところに大きな成果があり、その点で本章では需要構造の分析が弱いのが残念である。

第4章では、表記が英語とカタカナで統一されていないところが気になる。また、他の章では、副題が適切にその章の意図を示しているが、この章では副題が付されていない。副題を検討されてもよいのではないか。

第5章は、「鉄鋼一貫」という表現よりは「銑鋼一貫」の方が他の章となじみやすいと思われる。第5～7章の「マテリアルフロー図」は当該鉄鋼業の全体像をよく示しており、わかりやすい。繁雑な作業が必要だったと思われる。この図の作成には敬意を表したい。また、この第5～7章では、需要構造と生産構造の交錯のなかで各国鉄鋼業の変容がいきいきと描き出されており、本書の特徴をよく表していると思われる。

## (o) IMF と開発途上国

### (o-1)

総評として、「2007 年度調査研究実施細目」は、問題意識、目的は手際よくまとめられており、読者に期待を抱かせる。が、実際に通読してみると、研究報告書として突っ込んだ議論といえそうなものは、1、2 章のみであり、3 章は巻頭言といったエッセイ風の序論めいたもの、4、5 章は地域金融協力に関する解説、6、7 章は IMF のマクロ政策分析モデルの解説といった性質の論稿であった。全体を貫く主題がフォーカスしていないので、IMF の機能やガバナンス、地域金融協力に対する IMF の役割、IMF の分析ツールという、論稿集以上でも以下でもないという印象をもった。また、研究叢書とするには、論稿全体は学術的内実が伴っておらず、むしろ、3 章を序とする、「新書」的概説書として再構想することがふさわしいかもしれない。問題意識、ねらい、は時宜を得ており、期待を抱かせるのだから、ガバナンスと政治経済分析に焦点をしぼって、軽みより、じっくり腰を据えて、もう一段、切り込んだ分析をみたかった。

各章のコメントとしては、第 1 章は IMF の設立の趣旨とその機能の対応関係の変遷をたどる。融資機能の拡大、「中期戦略」の展望を重点的に展望。展望論文として、独自性はないが、丁寧にサーベイしている。1 点、初歩的な誤解があり、ブレトンウッズ体制は「金本位制」ではなく、「金・ドル本位制」というべきである。

第 2 章のタイトルはミスリーディング。新興市場対策としての IMF・RAL 提案の経済学分析といったところか。いわゆる 21 世紀型の資本収支危機に脆弱な、新興市場経済対策としての RAL 案の背景となる新興市場の概念と金融構造に関する、やや冗長な議論（3 節、4 節）がほとんどを占める。そこでは、この分野の重要な文献を吟味し、また、いくつかの視角が工夫されている。が、肝心の 5 節の議論はやや平板である。全体として、一定の付加価値は認められる。ここでも、1 点、初歩的な事実誤認があり、2 頁、2 パラに「1980 年代初頭から・・・1990 年代になるとその一部が開発途上国に向かう」とあるが、途上国への資本フローは 70 年代後半から始まり、8 二年にメキシコ債務危機をもたらし、再び、90 年代に爆発的に増加した。

第 3 章については、本書のねらいや議論の範囲からすれば、この章は序章あるいは第 1 章となるべきもの。ただし、内容的には、学術論文や著作というより、雑誌の巻頭言といった、やや底の浅いエッセイ風の論稿である。表題に即した重要な論点は抜け目無く？押さえてあるものの、文体が軽めで、高みの見物を決め込んでいるような感がある。構成から見て、この章がここにあるのは不適當であるし、内容・文体から見て他の論稿との統一性がとれていないと思われた。

IMF の役割を、地域金融協力との絡みで考察するのが、第 4、5 章である。第 4 章は、前章に続いて、軽めの文体で、「新書」ふうに、いくつかの論点にさらりと触れている。第 5 章は、AMF 構想、チェンマイ・イニシアティブ、ABM 構想の成立プロセスを概説している。残念ながら、この 2 章は、カバレッジと分量から見て、1 章にまとめるべきであろうし、内容的には、通常の解説評論と大同小異で、1 年間の研究報告書の一部を構成するには物足りない。

第 6、7 章の 2 章については、IMF が政策処方箋の基礎にしているマクロ経済分析フレームワークの評価を行っている。6 章は伝統的な FP モデルであり、7 章はそれとの比較で GEM というグローバル一般均衡モデルを対象としている。いずれも、評価と言うよりは、内容の紹介がほとんどであり、コメントみても、とりたてて独自性のある論点は提示されていない。

開発途上国に対する IMF の役割の変化やガバナンス構造に切り込むという、本研究会の当初の目的意識からすると、6、7 章の位置づけは難しく、どちらかという付論として扱うのが適當であろう。

### (o-2)

IMF 改革が実施されている中で、その内容と歴史的意味を問い直し、改革のあり方を探るための良質な論文が含まれており、タイミングから考えても、出版する価値は極めて高いと考える。

ただし、問題点がないわけではない。

一番気になるのは、問題のスケープである。IMF 改革に関する議論が、途上国支援に専門化しつつある IMF の現状に大きく支配されており、安定な世界通貨システムの構築といった IMF 設立時に存在したようなグローバルな問題のなかで、IMF 改革がどのような意味をもつかといった問題設定がなされてい

ない。そのため、サミットとかG7とかいった先進国を中心とした仕組みと IMF の関連に関する議論が、全くといって良いほど欠落している。資本移動の自由化の進展による世界経済全体のマクロなリスク環境が変化する中で、個々の途上国経済だけでなく、世界経済全体として、どのようなリスク管理の仕組みが必要かを問う中で、IMF の可能性をもう少し明瞭にできれば、IMF 改革の方向性についても異なった視野が開けたかもしれない。どのような条件があれば、自由な資本移動を、グローバルな通貨・金融システムの安定につなげることができるかという課題は、これからも中心的な経済政策上の課題であり続けると思われる。

序章で本書全体をまとめているが、第1章と第3章では IMF 改革に関する展望が異なっているように見える。その違いがどこからくるか簡単な議論があったほうが良いのではないかな。

第1章は IMF 改革のサーベイにあてられているが、第1節、最初の記述はミスリーディングである。「・・・などの課題に直面するたび、IMF は自らが国際社会に対して負う役割を実質的に拡大させることによって」という記述は不正確である。「ブレトンウッズ・システムの崩壊後、安定した国際通貨システムの保持というグローバルな役割を縮小させ、ほとんどもっぱら国際収支上の問題を抱える途上国や移行経済にその活動を特化するようになった。同時に、それらの国や地域に関しては、国際収支上の問題を超越する役割を実質的に拡大させることにより、途上国への影響力を保持してきた」というべきであろう。

ブレトンウッズ・システムを金本位制にもとづくというのは、普通ではない。金・ドル本位制あるいは、「固定」ドル本位制 (McKinnon) などと呼んだほうが良い。

グローバルな通貨・金融システムの構築に、IMF がどのような役割を果たすことができるかという問題意識が欠けているが、最後の節で簡単に触れることはできるかもしれない。

第2章は、非常に面白い。もっとずっと丁寧に読めば、論文の主張について問題点を指摘できるかもしれないが、議論の構成がしっかりしていて、内容のある刺激的な論文になっている。

第3章は、非常によくまとまっている。しかし、「IMF も世界銀行も設立当初の目的に戻るべきで、もしそれが出来ないなら統合する方がいいだろう」と結論しているが、設立当初の IMF はグローバルな通貨・金融システムの安定性の維持というグローバルな機能をもっており、短期的な国際収支上の問題が発生したときの資金援助という機能は、それに付随する機能だった。前者の機能を、現在の IMF は大きく喪失している。結論の意味を、より明確にしたほうが良いと思われる。

第4章、第5章は、地域金融協力の推移がよくまとめられており、非常に有用である。ただし、「なぜ地域金融協力が必要か」という問題は、IMF 改革のあり方や、グローバルな通貨・金融リスクの構造と関連させて議論しないと、本当に説得力のあるものにはならないのではないかなという印象をもった。

第6章、第7章は、IMF が使っているモデルをきちんと整理しており、その限界がわかるように書かれている。特に、第7章は、まだ使われるようになって新しい GEM モデルの使い方について記述しており、有用である。

## (p) 中国の労働紛争解決における労働監察制度の役割

(p-1)

このテーマは、これまで日本では取り上げられてこなかったし、論じられてこなかったテーマであり、中国労働法の実務的理解及び理論的理解において示唆に富む内容を持っており、是非「アジア経済」に掲載することを推奨する。

ただし、本論文の目的のひとつである労働監察制度の役割の分析が不十分であるので、その点も含めてもう一度推敲をお願いしたい。

テーマのタイトルのつけ方であるが、「中国の労働者の権利保障と労働監察制度の役割と課題」とした方が適切と思われる。労働監察制度は、機能として労働紛争解決に役立っているが、趣旨は労働者の合法権益を守るための行政取締の制度である。

章立てであるが、Ⅰ労働監察制度の歴史的発展、Ⅱ労働監察制度の概要、Ⅲ労働監察制度の実態と役割、Ⅳ労働監察制度の課題とした方が論旨が通る。

Ⅰでは、まず、労働監察制度の経緯を中心に述べる。1993年の「労働監察規定」以前の明文規定のなかった時代の労働監察制度のあり方の実情を述べる必要がある。そうしないと明文化されたことの意味が明らかにできない。また、1993年規定と2004年条例の違いも指摘する。2004年条例の立法に関する議論があれば紹介する。その後で、他の労働紛争解決制度の説明をし、労働監察制度の位置づけを行う。

Ⅱでは、労働監察制度の概要を述べる。叙述の中心は労働監察制度であり、他の紛争解決制度は、労働監察制度と関連する限りで述べる。現在のⅡとⅢとⅣのうち制度説明部分をⅡに統合する。(1)労働監察の体制、(2)労働監察の対象(範囲)、(3)労働監察の流れ(この中に労働者からの告訴の叙述も入れる)、(4)労働監察制度と権限。

Ⅲでは、Ⅱの(2)に記載した労働紛争事件の実態を述べ、分析する。指摘の中で「労働監察制度の強化は必ずしも労働紛争仲裁委員会への紛争提起を吸収しているとはいえない」という部分が重要なので、「なぜなのか」という理由や原因を論じてほしい。そして、実態を踏まえて、中国の労働者の権利保障における労働監察制度の役割を論じてほしい。

Ⅳでは、Ⅲを受けて、中国の労働監察制度の課題・問題点を指摘し、論じる。Ⅳ(3)やⅤをここに入れる。

全体的に、中国労働法の専門家でない読者にとっては理解が困難な叙述になっている。

労働紛争解決手順の図はわかりやすいが、以下のようなことを示す図または表がほしい。例えば、労働紛争解決や労働監察に関する労働法の規定の相互関係を示すもの(どのような労働法がどのような制度を規定しているのか)や労働行政部門(労働保障行政部門という表現もあるが同じか?)全体を示すもの(労働行政部門には労働監察部門以外にどのような部門があるのか。中央、省、市、県の各労働行政部門の相互の関係・管轄はどうなっているのか)など。

表現や内容について気がついた点として、2頁の「監察行政処」、「監察総隊」、「監察科」、「監察大隊」とはどのような組織であり、どのような仕事をするのか。労働監察制度における位置づけについての説明があると良い。

4頁では、従来は相互理解に基づく解決を選ぶ傾向にあったのに、なぜその状況が変化したのか、調停による解決はなぜ困難になったのか、その理由や原因を論じてほしい。

7頁で労働監察機構が直接下すことができる行政処分は「警告」と「罰金」と書いてあるのに、8頁では、「労働監察機構」の行政処分の種類として、許可証の取り上げや生産停止整頓命令に触れているのはなぜか。

12頁において、不作為を認定した事例と否定した事例があるということは、「基本的には告訴に対して調査義務があると認められる」ということはできない。判決が定まっていないと見るべきである。また、たった2つの判決から一般論をいうことはできない。中国の最高人民法院がこの件について判決を出していれば、判例ということができる。

四川省のことが出てくるが、なぜ四川省を取り上げるのかの理由を明示する必要がある。また、四川省の労働監察制度の機構図・人員配置、具体的な労働監察の事件数、2004年以降の労働紛争解決制度の実情の変化、課題などについても述べ、論じてほしい。

(p-2)

中国の労働法制をめぐる問題に積極的に取り組んだ点は評価できる。ただ、「労働紛争解決」と「労働監察制度」との論理的な連関が明らかにされていないという印象を受ける。前者は基本的には労使間の正当性の争いをめぐる問題であり、そのための紛争処理機関が構想される。これに対して、後者は労働者保護立法の「違反事件」の「監督」にある。そうであるならば、現象的には「紛争処理」とされるにせよ、その立ち位置は本来的に異なるはずである。筆者は、「はじめに」で「法令違反を主眼としながらも、その作用として労働者の権利救済の機能をも果たしている」(1)と述べるだけで、この原理的な相違を深めることなく、両者を「紛争処理」として同一レベルで論じている。その結果、議論が平板な制度比較ないし紹介に終わっているという印象を受ける。

「労働監察機構」は、本文でも触れているように、日本の「労働基準監督署」と同様の役割を期待されているとされる。そうであるならば、日本の制度との比較の視点をもう取り入れるべきではないか？その過程で、上述した「労使紛争調停」と「労働条件監督」との相違が明確にされ、そのうえで、なぜ中国ではこれを「紛争処理」の一環として取り扱う必要があるのか、という筆者の問題意識も明確になるのではないか。この意味では、たとえば、序論として、p14「労働監察機構」の記述を、日本のシステムとの比較を行いながら、監察機構の現状と役割（特にそれが紛争処理の中で果たす役割）を提起しておけば、議論がより明確になるはずである。

これとの関係で、Iの歴史的発展についても、むしろ「監察機関」の発展を主眼として、一般的な「労働紛争処理」についてはそれとの関係で論じるほうが説得的ではないか？

IIについても同様である。「労働紛争解決のプロセスと事件の推移」というタイトル自体がわかりにくい。労働監察という本来は紛争処理と異質なものがその機能を果たしていることを明らかにしながら現状を概観するという手法がとられるべきであろう。

IIIはおそらくこの論文の制度部分のハイライトであろう。監察制度の機構的側面についての記述の部分は、機構の概観に続いて、その主体である監察員の構成と任用資格とその権限の問題と、監督機構自体の監督プロセス（調査の開始、違反事件への処分やその効果）を明確に区分することなく論じている。後2者は論理的に異なるものであり、この間の区別を明確にする工夫が必要であるという印象を受ける。

IVはその中の「告訴・告発」に焦点を当てたものであるようであり、これが、筆者が監察機構を紛争処理機関として位置づける根拠となっているのであろう。そうだとすれば、本来の紛争処理機関との対比でその手続きの相異について論ずるべきではないか？議論は、監察機構内部のものに限られているように思われる。また、紛争処理と異なるとされる限り、事例で触れられる告訴などについての当局の告訴者へのフォローアップの不備は、その当否は別として一定の合理性を有するはずである。

なお、ここで日本の基準監督の問題が出されるが、唐突の感は免れず、上述のように、この比較は最初に行っておくべきであろう。

Vの労働観察機構の概観は、3で論じられるべき課題であろう。むしろ、論文全体の流れからすれば、「監察機構」が紛争処理機関としてどの程度機能すべきなのか？その場合どのような問題があるかについて筆者の見解を前提として議論を進めるべきではないか。

個々の記述について日本語として不明確なところが気になる。中国語固有の表現があることは理解できるが、日本語の論文である以上、少なくとも相応する日本語との異同について明確にしておくべきであろう。その他表現についても時間の制約があったと思われるが、改める余地はあるように思われる。以上、査読評価を検討のうえ、推敲されるならば、十分に「アジア経済」掲載に足るものとなると思う。

## (q) 「人身取引問題に対する法的枠組みの分析：タイとミャンマーの事例」

(q-1)

日本においてもようやく人身取引問題への政策的対応がおこなわれるようになった。しかし、問題の根本的解決へ向けた政府レベルの取り組みは極めて弱い。実態の解明や対処的政策だけではなく、構造的な分析に基づく総合的な政策が必要な段階に入ったと考えられる。その意味で、人身取引の「世界的拠点」であるタイとタイへ送り込まれる被害者の出身国であるミャンマーとの相関関係に着目し、社会経済的な観点から人身取引問題対応のための法政策の検討を試みた本研究の意義は社会的にも学問的にも大きい。とくに、本研究は、労働の搾取に着目して社会経済的観点から人身取引の分析をおこなうことにより、人身取引問題への総合的な対応を可能とする法政策のあり方の解明を目的としており、「法と開発」研究の新機軸として評価できる。

しかし、次の点で疑問が残る。

第一に、「法的枠組み」あるいは「法政策」といったとき、それが何を指すのか、どのレベルで問題にしているのか、問題設定が明確ではなく、わかりにくいことである。たしかに難しい課題ではあるが、タイとミャンマーの国内法、国内の指針、二国間覚書、多国間協定、条約（議定書）など、法的枠組みは複層的であり、それらがどのように関連しあっているのか、構造的にどのような関係にあるのか、整理が必要ではないだろうか。それらの「法的枠組み」間の関係を明らかにしたうえで、現実には生起している問題と法制度およびその運用とをつき合わせて、問題点を明らかにしていく必要がある。本研究からは、人身取引をめぐる法政策のダイナミクスが浮かび上がってこない。

第二に、「法的枠組み」およびその課題の検討において、法制度・データの紹介あるいは問題点の指摘にとどまっているところがあり、十分な分析・考察まで深められているとは言い難い。たとえば、タイの労働登録制度と二国間覚書との法政策間の矛盾が指摘されているが、「覚書の意図とはほど遠い現状が放置されている」とまとめており（9頁）、本研究の目的が法の役割分析にあるのなら、法政策間の矛盾がなぜ出てくるのか、現状の放置を生み出す法構造の問題点の考察こそ必要なのではないか。また、タイの労働検査実務ガイドラインについても、「その実効性はさておき」としているが、これでは何が問題なのかかわからないのであり、間接的であれ、一定の検証が必要である。

第三に、本研究の締論として、「法的枠組み」の課題が3点指摘されている。いずれも重要であるが、一般的に言われている問題点の域を越えていない。労働における搾取に注目した本研究から得られた独自の知見の提示が必要ではないか。3つの課題についても、法規範的な問題なのか、運用上の問題なのか、整理が十分ではない。さらに、本研究の考察を相対化してどのようなことがいえるのか、人身取引の法政策の制度設計の構想にまで言及されていれば、なおよかったのではないか。また、研究の限界についての言及も必要である。

(q-2)

コメントなし。

## (r) 開発途上国における資本移動自由化

### (r-1)

本研究は、1980年から2003年まで、119カ国の開発途上国の国際間資本取引の自由度について調べたものである。方法として、(1) AREAERに掲載されている経常・資本取引の規制に関する表と、(2) Lane and Mielese-Ferretti (2006)の金融統合度の指標（対外資産・負債のデータ）を利用する。(3)そして、規制の現状を記述する質的な指標である(1)の指標と、量的な指標である(2)の指標の相関係数を求め、規制制度の強化と対外資産・負債の減少の関係を分析している。

開発途上国の国際資本取引の規制と自由度という重要なテーマに関し、質的なデータと量的なデータの両方から分析した点、データを地域ごとに分類しそれぞれの地域の資本取引の自由度を分析した点は高く評価できる。しかし、重要なテーマであり、価値のあるデータであるからこそ、以下に記すようなさらなる経済学的な深い分析が期待される。

上記(1)の分析に関しては、先行研究であるQuinn(1997)より対象国数が多く、Chinn and Ito (2007)とは異なる指標を取るなど、工夫が見られ、評価できる。しかし、1996年までの自由度の指標は、地域内における規制がある国の数の比率を取っているに過ぎない。また、1997年以降では規制内容の13項目の平均を取っているが、それぞれの規制内容を十分に分析しているとはいえない。また、地域ごとにデータを分析し、結果を地域間で比較している点は評価できるが、なぜ地域ごとで結果に差異が現れるかについての経済学的解釈が十分には書かれていない。

上記(2)の分析に関しては、国際間資本取引の自由度を表す指標として、Lane and Mielese-Ferretti (2006)の指標を使っている。簡便でありながら有益な指標であり、過去の研究との比較の意味からもこの指標を使うことは評価できる。しかし、他の指標に対する優位性についての見解があるとより良い。例えば、Feldstein and Horiokaの指標は、国際間資本取引（金融統合度）の指標として広く用いられているが、それとの比較は有益であろう。

上記(3)の分析に関しては、なぜ予想に反し、多くの国で正の相関が見られたかについての言及がなされていない。例えば、予想の因果関係とは逆に、対外負債が多くなった国で、その結果として資本規制が強化されたのかもしれない。この点を分析するのに、筆者が調査研究実施細目で計画した、資本移動規制の形態（ポートフォリオ、直接投資など）の分析や国際金融仲介の実態の検討が有効であろうと思われる。今後の更なる研究に期待したい。

### (r-2)

開発途上国において、経済厚生を高めるのに、資本移動規制を緩めるのか、あるいは、強化することが望ましいのかは、近年のグローバル化する国際金融市場において、重要な問題である。この観点から、AREAER（IMF）に着目し、資本規制の状況を表す指標を作成することは、開発経済や国際金融、あるいは、経済政策を中心とする研究者にとって意義深い学術的・社会的貢献であると考えられる。

本論文は、AREAER（IMF）が1997年版（1996年末報告）で、資本規制についての調査項目が、2項目から13項目へ詳細化されたことに着目し、119カ国の資本規制の推移を表す指標の作成を2003年まで試みている。そして、作成した指標を使って、資本移動規制と金融統合度の相関について、統計的検定を行っている。検定結果によると、119か国中、統計的に有意な相関関係となったものが38か国であり、そのうち、自由化が金融統合度を高めたケースが18カ国、逆に、規制強化が金融統合度を高めたケースが20カ国あった。

本論文7ページ20行目に記されているように、Miniane (2004)等に沿った指標を作成し、規制の程度と金融統合度の相関を改めて考察するのも今後の課題の1つと言える。しかし、一方で、現行の作成指標が正しいと想定し、金融統合度との関係について説明をさらに深めるのももう1つの方向性といえる。つまり、作成指標と金融統合度との相関について、2変数のみでその関係を見るのではなく、他の経済要因を考慮しても同様のことが言えるか多重回帰分析を行うのも1つの方法である。例えば、被説明変数を金融統合度とし、説明変数として規制の指標とその他の経済変数で回帰し、規制の指標の係数が、有意にプラスかマイナスかを検証する方法が考えられる。

本論文4ページ2~3行目では、「資本規制に関する慣行が当該国の制度の特徴でない（AREAERのAppendix [Summary Features] ●印：The specified practice is not a feature of the exchange

system.)」をゼロとし平均算出に含めている（つまり、分母に含めている）。一方、本論文7ページ（注3）では、「規制されていない（AREAER の Appendix [Summary Features] ■印：The specified practice is not regulated.）」項目を平均算出の項目に含めていない（つまり、分母に含めない）としている。データが出版時点で利用可能である限り、「特徴でない」項目と同じように、「規制されていない」項目をゼロとし平均算出に含めることが望ましいように考えるが、それをしない理由があるとすれば、説明が必要である。

本論文を読んで、AREAER（IMF）を直接参照しようとする読者が少なからずいるであろうことが想定される。その点を考えると、AREAER（IMF）で使用されている英語表現を紹介しながら、その日本語表現を使用することが望ましいので、例えば、本論文1ページ13～16行目の13のカテゴリーについて、(1)資本市場証券（Capital market securities）、(2)マネーマーケット（money market instruments）、…のように、括弧書きなどで、原文用語を紹介すると、AREAER（IMF）への案内にもなる。

AREAER の13項目を「規制有り・規制なし」の2項で指数化している点において、紹介されている先行研究のうち、Miniane（2004）が本論文と最も近い研究であるといえる。しかし、その相違は、Minianeが34カ国を対象としているのに対し、本研究では119カ国を対象としている。また、本研究では、金融統合度との相関について分析を進めている。Minianeの研究との対比について、より明確に記述することが望ましい。

## (s) 台湾総合研究 I – 企業と産業

### (s-1)

読者対象をどこに置くかによるが、一般社会人とするならば説明を要する用語がある。例えば第2章16ページのバグ、客先によるカスタマイズ、スマートフォンなど。

第3章の追随戦略に関する分析は分かりやすく説得力があった。この戦略の前提を崩す可能性のあるブラックボックス化についてもうすこし詰めた議論が望まれる。

第4章については日本語の単語選択、文章構成の適格性を吟味すべきである。

第7章は研究全体の狙いに沿った分析、叙述になるよう工夫すべきである。

### (s-2)

台湾企業研究のレビューとしては、先行研究も十分にカバーしており、近年の研究成果を的確にまとめている。その点では、初学者や一般の読者にも非常に使いやすい参考文献ブックになっている。

また、台湾企業の組織やネットワークの構造とその変化について、示唆に富む指摘が数多く見られ、今後の研究課題の明確化に寄与するものである。

欲を言えば、台湾企業が近年のグローバリゼーションのなかで、どのように国際分業ネットワークに組み込まれ、あるいはそこからはじき出されているのか、その様子を具体的に示す詳細なケーススタディをより多く示して欲しかったと思う。

## (t) 湾岸・アラビア産油国における社会変容とその政治システムへの影響

### (t-1)

本研究成果に関しては、問題の設定、得られた成果の独創性、政策的な提言の可能性など、総合的にはきわめて高い評価をくだすことができる。とくに、石油価格の高騰とそれに伴う国家経済の拡大は、湾岸アラブ諸国に国際的に注目すべき経済的、政治的变化をもたらしており、そこに焦点をあてた本研究は時宜をえた妥当なものといえよう。

査読者にとってはとくに、イランのバスタージ制度の研究（第2章）と湾岸諸国のレンティア国家体制の比較（第4章）が興味深かった。すなわちバスタージが革命軍事動員部隊として上から創設されたが、後に非軍事的な分野へと活動範囲を延ばし、むしろ体制にとって厄介な自律性を有する地域末端組織の性格をもつに至った、との結論は、いわば市民社会的議論にも応用できると思われる。また、湾岸諸国のレンティア国家体制の論考は、従来の理論（レンティア国家は必然的に民主化を促進せざるをえない）に修正を加え、そこに地域社会特有の事情を考慮する必要を指摘し、新しい理論枠組みを提示したものと言えよう。

本研究成果はこのような優れた点を有してはいるが、他方で若干の問題点がないわけではない。第一は、研究目的に関してである。社会変容が、各国の政治システムにいかなる影響を与え、政治システムにどのような変化が起こりつつあるのか、を明らかにするのが目的である、とされているが、「社会変容」の枠組みが一般的過ぎるので皆、短きり飴のように同じ説明になっているように見える。つまり、部族社会の変容・弱体、人口増・若年層の増加、都市化、経済発展、貧富の差の拡大、というのが共通する社会変容になっている。第二は研究史がほとんど記述されず、先行研究との関係がはつきしないものもある（第5章）。第三は、個別の論考では完結した内容になっているが、同じ国を扱った2論考の関係の中で読むと、どう評価すべきか、迷うこともあった。例えば、イランを扱った第2章、第3章では、革命防衛隊傘下のバスタージは第2章では、自律性に目を向けているが、第4章では革命防衛隊は改革をストップする保守性に目が向いているように見られる。これはどう理解すべきなのか。

なお、細かいことではあるが、用語も統一する方がよいように思えた。たとえば、アラブではシューラーとあり、イランではショウラーとあるが、ペルシアでショウラーと表記する必要性はあるのか。またイスラーム主義とイスラーム政治主義（第2章10頁）は同じなのか否か。

繰り返すが、全体としてはきわめて優れた成果であると高く評価する。

### (t-2)

「湾岸・アラビア地域」における社会変容が、かかる地域の政治システムの変容に与えている影響を解明するという問題設定は、長期間にわたり当該地域の研究に打ち込んできた専門家以外には挑戦しにくいテーマであると評価できる点で、本書の取り組みに敬意を表したい。またイラクを除くとしても、GCC 諸国だけではなく、イランを含めた湾岸諸国に、イエメンを加えて一冊で取り上げる研究枠組みについては、企画力の高さを発揮してユニークな組み合わせに挑戦したと言える。GCC に限ってみても地域の共通性や統一性があると言えるのか否かについて多くの検討の余地があると見られる中、本書はイランとイエメンを加えた地域に一定の地域性があるとの前提に立っている特色をもつ。

本書のタイトルは、「社会変容とその政治システムへの影響」であるが、各章では、「政治の変容が社会に与える影響」に関する検討も随所に議論されている。特に第5章ではイエメンに関して、政治変化が社会変容を生み出す構図であると明快に位置づけている。そこで本書全体を通して言えば、政治と社会の関係は双方向的に論じられていると言える。この点については、本書は、研究テーマとして、「政治と社会」というすでに確立したシンプルなテーマ設定をあえて回避したと見なされることから、「タイトル通りではない」と見る論者もいるだろう。本書の議論そのものが示唆に富む点を鑑みれば、「政治と社会」というタイトルに設定しておいた方が無難であったと考える向きもあるだろう。

構成では、問題設定や対象地域の特徴を紹介する序章はあるものの、各章の議論の結論を集約して考察を加えるまとめの章がないことがもっとも残念である。おそらくこのためであると思われるが、本書の骨子に関わるいくつかの点で、理論と実証の双方の観点で課題が残されたままとなってしまった。各国に関する指摘や結論には、整合性に欠けている点が多々見られる。とはいえ、地域専門家ならではの豊富な知識に裏付けられた議論が展開されており、それは地道な現地調査の積み重ねにも裏付けられている。本書全

体として言えば、今後の研究につながる材料を豊かに提供しており、地域研究のスタイルとしては、成果を上げたと評価できる。

「社会変容とその政治システムへの影響」というテーマが設定されていたので、これを論ずる際の方法論では、明らかにされるべき課題として、以下の三つの点が生ずると予測された。まず一つ目に社会変容の特質を明確に同定しモデル化すること。二つ目に政治システムの変容の特質を同定しモデル化すること。そして三つ目に、社会変容と政治システムの変容という二つの現象の間には、いかなる影響の方向や程度があったのか、あるいは因果関係や共振関係が見られるのかを解明することである。この三つの点に関して新しい知見が得られるならば、数十年間の長い期間の変化について通時的に説明する枠組みを採用してもよいし、数年間に絞って分析してもよいだろう。本稿では、数十年の変化が主に検討された。

特に三つ目の点だが、社会変容と政治システムの変容という二つの現象の間でなぜ、影響関係や共振関係が生ずるのかについての解明は難解なテーマだと言える。取り上げられる事例となる国々は、民主化度や自由度が高いと見なされる国々でなく(例えば、Freedom House, “Freedom in the World 2007 Subscore” では、中東では比較的の高いスコアとなっているイエメンでも Partly Free に分類されている)、権威主義的な特性を孕む事例ばかりである。単純な民主国家のモデルなら民意に政治が反応するシステムとして説明がしやすいが、権威主義では、社会の変容に政治システムが反応して変化するメカニズムは、民主国家以上に説明しにくいと予想されるからである。

「政治と社会」の議論に関する以上のような基本的な構図については、特に言及はされていない。またそもそも政治という領域と社会という領域が、厳密に分けて定義できる異なる二つの領域であるという立場に本書が立つのか否かについても言及されていない。本書のテーマの根幹に関わる概念である、「社会変容」、「政治システム」、「政治システムへの影響」については、本書を通じた明確な定義はされていないのである。各章で、各執筆者が各国の事情に合わせて、具体的なテーマや構成にメリハリをつけ、工夫を凝らすこととなっていたようである。

第5章では、当該地域における諸変化をもたらす要因について触れられ、イエメンにおける諸変化は世界的な変化に影響されて生ずるが、サウジアラビア、イラン、GCC 諸国については、冷戦崩壊後の世界的な変化から離れたところで成り立っていると指摘された(第5章 pp. 1-2)。しかし、各国を横断的に取り上げた実証的な検討の結論として指摘されているわけではない。実際に、GCC 諸国で政治的変容がもたらされている要因に関しては、今やスーパーグローバルシティとさえ言われるドバイのように、グローバル化への自発的かつ積極的な対応が実施されてきた場合がある。

各章の議論は、実際にはかなりの部分で、これまでは政治経済学に分類されていたサブテーマやモデルを取りあげて検討している。すなわち、レンティア国家論、失業問題、構造調整、財政などについて相当にページをさいて取り上げている。各論者は、そのような議論を手がかりとしつつ、社会的な要素をどこまで実態として浮き彫りにし、さらに政治システム上の変化を引き起こす要素となっているかについて、解明する手法を試みた。

本書の斬新さは、GCC 諸国だけではなく、イラン、イエメンを含めて一冊で取り上げて、共通性を持つ地域として設定した点である。さしてそれらの地域を貫く共通項・類似性として本書では、第一に「血縁関係・地縁関係」をあげる。ただしこの特性に補足して「湾岸・アラビア地域」は、「地方・農村の要素が強い国(イラン、サウジアラビア、イエメン、オマーン)と、都市社会中心の国(クウェート、カタール、アラブ首長国連邦)」に分類できるとしている。二つ目にあげられる共通項は、石油収入のインパクトの相違に留意しながらも、産油国としての特性があるとする。さらに三つ目に、政治や社会でイスラームが重要な役割を果たしている点があげられている。以下では、このうち、「血縁関係・地縁関係」と、「産油国としての特性」にのみ絞って評価を試みたい。

まず「血縁関係・地縁関係」であるが、サウジアラビアの章の p. 11 では、「部族が主要な構成要素となっており、かつ支配的な影響力を持つ社会のあり方を部族社会と呼ぶ」としているが、「湾岸アラビア諸国」の第四章の p. 11 では、「同族集団を基礎としたネットワーク」としている。またデザータイゼーションという概念が示されている(第4章 p. 11)。イランに関する第3章の p. 18 では「部族(ゴウム)」としている。「支配的な影響力」と「ネットワーク」と「ゴウム」は、異なる特性を指摘している概念だと考えられる。イランに関する第2章と第3章では、地方について詳細に議論されるが、それらは「血縁関係・地縁関係」としては提示されていない。以上の概念は、興味深い事例を提供しているが、それ

らが整理された議論には至っていない。

次に「産油国としての特性」だが、本書では、レントピア国家論の特性が議論の中心となるサブテーマの一つとなっていると言えよう。レントピア国家論については、サウジアラビアに関する第1章と、「湾岸アラビア諸国」の第4章で重点的に検討されている。

いくつか気づく点を上げると、まず、第2章と第4章のそれぞれで展開されたレントピア国家論は、まったく異なるタイプのレントピア国家論であると言える。第1章では、「第四章でもレントピア国家論について取り扱われるので、第1章ではレントピア国家論のレビューはしない」趣旨が述べられたが(第1章, p. 23)、本書では、第1章と第4章の研究上の関係が検討されず、不明確なままに置き去りにされた感がある。

第1章ではサウジアラビアに関する検討の一部として同国に関わるレントピア国家論について検討された。第4章では、サウジアラビアとオマーンを除く GCC の4カ国についての考察であり、サウジアラビアとオマーンの議論を含んだ比較の検討ではない。また序章でも第5章でも、イランとイエメンも石油依存度が高いと指摘されるが、その内実についてのデータは言及されなかった。執筆分担上の都合でそのような構成が採用されたのであろう。本書が高い成果を上げているとはいえ、レントピア国家論の理論的な発展についての知見を期待した読者には残念な印象を生じてしまうであろう。

サウジアラビアに関する第1章の p. 23 では、1987年に発表された「ベブラーウィヤルチアーニーのレントピア国家論について、「レントピア国家論に起こり得る体制・機能の行き詰まりと、国家体制の崩壊の可能性について、十分に検討されていない点を指摘しておく」と批判的な指摘がされた。他方、サウジアラビアに関する第1章では、サウジアラビアについて「石油王制」という概念で定式化しているが、その内容は、典型的なレントピア国家論のモデルを援用している。典型的なレントピア国家論のモデルを援用しながら、十分な説明なしで「国家体制の崩壊の可能性について、十分に検討されていない」と批判するのは、理論的には問題含みである。

なぜならレントピア国家論では、体制の静態性と動態性の問題は、同理論の中核に関わる重要なポイントだからである。レントピア国家論は、もともと静態的なモデルとして構築された。つまりレントピア国家論は、湾岸産油国が経済成長しても近代化しても、権威主義体制を持続させる要因を説明していた。従って典型的なレントピア国家論の理論を尊重するなら、サウジアラビアが崩壊する動態的な可能性を指摘するためには、レントピア国家論モデルについて、抜本的な理論的再検討が必要である。

以上の理論的な背景を鑑みれば、第四章で、その骨子として、「レントピア国家論の変容の契機は、レントピア国家論に必然に内在している」との趣旨の新説が展開されたが、この試論は、レントピア国家論を根本的に動態的なモデルに転換しようとしたものだという意義が指摘されるべきであった。レントピア論が一定の動態的な特性を持つとの指摘はいくつかの先行研究にも見られるが、それでもなお、第四章の指摘は、動態性の程度において大胆であり、重要な理論的な示唆をもつと言える。

当然ながらレントピア国家論は、1987年のベブラーウィヤルチアーニーの議論で止まっているわけではなく、ルチアーニーの論稿ですらも1987年以降にも発表されている。本書でレントピア国家論の先行研究について展開されなかったことが、重要な意義に関する指摘のチャンスを逃させたのだと言えないだろうか。

以上をまとめると本書では、レントピア国家が変容する要因として、レントピア国家論に失業問題とイスラーム運動論を接ぎ木した第一章と、レントピア国家論に内在する動態性について試論した両章の対比が見られる。繰り返しになるが、そのような理論上の対比については、本書では指摘されなかった。

本書の複数の章に関わる用語では、他に2つについて指摘しておきたい。第1章の p. 28 では、「勸善懲悪委員会」という組織について取り上げられているが、イランの章では、同じような原語だがペルシャ語名であるイランの組織について、「勸善禁悪委員会」とされている。また Majlis as-Shura については、バーレーンについて第四章の p. 8 で「諮問委員会」としているが、サウジアラビアの章では「諮問評議会」とされている。

次に各章での内容について検討する。

サウジアラビアに関する第1章であるが、まず、今後、「サウジアラビアの政治が変化する」という主張に関する可能性や根拠については、十分に示されていない。p. 8 では、「イエメンを別にすれば、湾岸・アラビア地域の政治システムは非民主的な特異なものである・・・非民主的で特異な政治システムにも、いずれ大きな変化がもたらされるものと考えられる」と述べ、p. 23 では「石油王制が1000年王

国として将来にわたり続いていくことはできない」と述べている。変化がいつ生ずるのかが重要な議論であるが、「1000年」という指摘の仕方は極論だと考えられる。P. 29では「いずれ」「当面」などの表現で論じられているが、やはり明快さに欠ける。p. 25-p. 29で、王制の不安材料は、失業問題の深刻化とイスラーム主義の活発化して提示されている。だが失業問題と、イスラーム運動の関係は、何も指摘されていない。失業問題が政治システムの変容に至るとする主張は明快だが、そう考えられる根拠や過程については、示されていないと言えるだろう。失業問題が政治システムの転換に結びつくという主張には、それなりの論拠が必要である。

また、「民主化」、「不安定化」、「国家体制の崩壊」の定義と共通項・相違点は、区別されずに論が進んで行く。

サウジアラビアの政治について、「政治システム」と「統治システム」の二つの概念が混在して使用されている。最初は「政治システム」としているが、p. 20以降では、「統治システム」と位置づけている。「図1 政治システム」では、行政と司法を含む公式な制度の他に、「宗教界・ワッハーブ派」を合わせて、「政治システム」としている。第1章の本文では、「政治システム」は、「部族社会を取り込んでいる」と繰り返し述べるが、図1では部族社会について図示されていない。

第1章のp. 7では、「クウェート、カタール、アラブ首長国連邦などの首長制諸国の政治制度は、サウジアラビアのものと類似点が多い」と指摘している。だが、何の留保もなしにそのように評価してよいとは考えられないだろう。なぜならクウェートとバハレーンは、すでに民主化へ踏み出しており、民主化の進展度は、本書を貫くスタンスからは、本質的に重大な差異であると考えて議論を進めているはずだからである。

第1章で論じられ、図2でも示される「石油王制」は、典型的なレンティア国家論そのものである。レンティア国家を「石油王制」と言い替える積極的な理由は特に示されていないように考えられる。

「図3 GCC諸国の人口、国土面積、自国民一人当たり石油収入」では、カタールを含む全てのGCC諸国がとりあげられている。この表の試算では、「自国民一人当たり石油収入」の項目で、カタールだけはガス収入が加味されている。石油収入だけではなく、ガス収入もレントと見なされるべきであると考えているなら、カタール以外にもガス収入を合算した方が客観性が高まるだろう。

サウジアラビアの部族社会に関して先行研究では一定の議論が蓄積されているが、ほとんど言及されておらず、その内容についての議論を交えるべきであった。部族社会に関する議論であるが、序章のp. 5では「1980年代から90年代にかけて部族と国家に焦点をあてた研究がいくつか発表されている」としているのに、第1章のp. 2では、Abir, Vassiliev, Championが部族社会とその政治的役割について全く何も論じていないと指摘しているだけである。Abir, Vassiliev, Championが部族社会とその政治的役割について何も見解を持っていないかのような指摘は、明らかに言い過ぎである。例えばChampionはpp. 63-71でサウジアラビアの部族主義について議論している。本書の序章のp. 5でKhoury and Kostinerに関しては、国家との関係で部族社会が研究されていると指摘されているが、同書についての見解が言及されていないのが残念である。同書の各章は、文化人類学、政治学、歴史学といった多様な方法論に基づいて多角的に議論が展開されており、サウジアラビアに関する章も含まれている。なお日本語でも、サウジアラビアの部族に関してD・P・コウル、富塚俊夫、保坂修司、中村覚などの論考がある。

本書の第1章では、サウジアラビアの「部族社会」が政治システムを安定させてきたと述べている。しかし「部族社会」に関する定義は、政治から明快に区別される「社会」としてではなく、政治に関わる定義になっている。だから、本章での部族論では、社会変容が政治システムを変容させたという図式の議論が成立していない。p. 11では、「部族が主要な構成要素となっており、かつ支配的な影響力を持つ社会のあり方を部族社会と呼ぶ」と言う。さらに「部族自体が政治性をもった集団として表に出ることはなく、町と村の組織と部族が重なることで地域的な勢力が作られ、その勢力が政治的な影響力を行使するのである。政治面で部族が表に出てくるのは、町や村の枠を超えた広域な紛争や問題が起きたとき、同一部族に属する者たちが町や村を超えて部族の名前で連携するようなどきである」と言う。部族は、社会としても、政治としても定義されているが、「部族社会」という呼び方を採用する理由は、示されていない。

P. 13では、「20世紀前半に焦点を絞って述べてきた。しかし、部族社会は決して歴史上の問題ではなく、その影響は現在にも続いているのである」と言う。「部族社会は決して歴史上の問題ではなく、そ

の影響は現在にも続いているのである」と指摘されるが、具体的な実証に基づいて、形態や役割に関するきめ細かい議論が期待される。なぜなら先行研究ではサウジアラビアについては、「部族社会の解体」と呼ばれる現象が指摘され、検討されてきたからである。p. 12 では「サウジアラビアの地方の自立性」について言及するが、サウジアラビアの地方にどんな自立性があるのか、まったく説明されていない。また p. 18 で都市に移住した「人々」とは、どんな社会的な集団に属していたり、アイデンティティをもつのか、示されていない。

p. 11 では、サウジアラビア各地に存在するシーア派住民は部族を単位としてまとまっているが、引用が不明である。最新の研究である Fouad Ibrahim, *The Shi' is of Saudi Arabia*, Saqi Books, 2006, p. 57 によると、遊牧と部族コミュニティはナジュドに集中しており、都市的・定住民的なコミュニティは主にヒジャーズとハサに居住していると言う。この本の指摘も根拠が不明ではあるが、より一般的な理解の指摘である。

イスラーム政治に関連する概念は、明確に定義されていない。P. 1 から使われている「イスラーム系政治勢力」の定義と、P. 2 から使われる「イスラーム主義」の定義されていない。p. 8 では、「イスラーム系政治勢力ではなく、より国内の改革を志向する政治勢力が出てくるのが想定される」と言うが、「より国内の改革を志向する政治勢力」は誰で何を志向しているのか明確ではない。さらに p. 25 で取り上げられる、ワッハーブ主義とサラフィーの説明は、相違が十分に定義されているとは言い難い。p. 28 以降の議論では、ワッハーブ主義者とイスラーム主義者の区別も明確ではない。

細かい指摘であるが、p. 5 で「第 3 次サウード朝として再現された」と書くと、正式な国名が「第 3 次サウード朝」だったとの誤解を抱く読者が生じてしまうであろう。また p. 21, 第二段落、「このように」と書くと、王族が主要な職位を占め始めたのは、1960 年代以降という誤解を生ずる。

次に、本書でイランに関する最初の章である第 2 章は、「非抑圧者の動員」であるバスイージという組織自体が政治であり、社会であるという立場で論じられたと言えるだろう。この章は、バスイージの規則、人事、組織、取り込まれた階層、役割、政局への影響を論じた専門性が高い論考である。バスイージが、人員 1100 万人という大組織であり、国民の大半を占める庶民層を取り込んでいることから、バスイージは庶民層の政治観を色濃く共有するとの立場に立っている。またバスイージの展開・発展の過程は、社会の軍事化と軍事の社会化を同時に引き起こしていると位置づけている。イラン・イスラーム革命の直後から直近の時期に至るまでのバスイージの拡大と国民への浸透に関する議論の密度は、バスイージ研究に力を注いできた執筆者の研究成果が存分に反映されていると考えられる。

執筆者は、バスイージは、独裁制でも民主制でもないイランの統治体制と国民の関係を理解する鍵であると考えており、これは本書のテーマに即していえばとても重要なポイントである。イランの統治体制と国民の関係については、結論部分でイラン政治について「バスイージを媒介とし、あるいはバスイージが一つのアクターとなって国内隅々まで網状に広げられる権力ゲーム」と述べている部分がある。その実態については今後の調査課題であると述べられており、理論的な考察を深める点も含めて、継続的な成果が期待される。

イランについての二つ目の章である第 3 章では、イランの地方社会における国民統合の過程について論じている。地方の農村・村落部における中小都市(ロースターシャフル)の形成という社会構造の変化が、地方行政制度の改革を促したが、地方の議会(ショウラー)選挙の変化や自治意識の変化の制度的な動員については、地方毎に差が見られるという。イラン革命以後、イラン・イラク戦争への従軍による国民意識の醸成や人口増が背景になっていると述べるが、それらについては言及にとどめ、むしろ地方選挙の実施や地方財政の構造について重点的に検討した。第 2 回(地方選)に関する現地調査が、報道では現れない地方毎の制度の受容度のバラツキや地方の有権者の熱意を明らかにしているが、実に興味深い。州毎の相違が言及されている点で、議論がきめ細かいと言える。また地方の政治意識の変化が、政局の変化をもたらしたという。現地調査に打ち込む実直な研究姿勢が滲み出ている章である。今後の調査での成果がさらに期待できる。

イランに関する第二章と第三章では、報道に現れにくい、政治や社会の底流に流れる変化を解明した成果が反映されているが、両者の間に明確な議論のつながりは設定されていない。とはいえ、合わせ読むとイラン政治の変容に関して、多くの示唆が得られる。

第 4 章の 4 カ国の湾岸アラビア諸国に関する章の主要な論点については、レンティア国家論を動的なモデルへ転換しようとした独特の試論であるとすでに指摘した。pp. 3-4 で示された「レンティア国家

の性格と変容についての規定と仮説」として6点と、「表4 民主化に影響を与える経済的諸要素」は、第四章の骨子である。本章の結論は「終わりに」で示されている。それに至るまでの思考のプロセスが大変に興味深いもので、議論が整合的に組み立てられたのか、議論を喚起したこととなるだろう。さらなる議論の継続が期待されると考えられるが、レンティア国家論を動的なモデルへ転換しようとした意義については指摘したので、ここでは反復を避けることとしたい。

そこでここではより小さな指摘をしておきたいが、まず、「レンティア国家の性格と変容についての規定と仮説」とされる6点の中の第三点目は、「工業化が進行しつつある社会について」とあるが、工業化だけに絞る必要があるのかと思われた。この章の後の議論の展開では、「産業の多様化」がより重視されていると見受けられたからである。

p. 15の「外国人への依存が民主化を抑制している」ことに関する議論は、立証が大変に難しい議論ながら、共感できる部分が多い指摘である。現段階で立論は難しいであろうが、重要な問題提起だと言える。中田考「サウジアラビアとサイバースペース」板垣雄三編『「対テロ戦争」とイスラム世界』pp. 161-2でも同様の指摘があった。

表2にサウジアラビアがあるが、表3は、カタルが欠如という不整合が見られる。表6、表7、表8では、クウェート、バハレーン、カタルにおける自国民と外国人の比率が表にされているが、アラブ首長国連邦については掲載されていない。ちなみに第1章の表4では自国民と外国人の比率が一覧となっている。第1章と第4章のどの表でも、イエメンとイランについては取り上げられていない。

第5章のイエメンに関する章では、南北イエメンの統一以前から論を起し、内戦を経た後、イエメンが民主化と構造調整に代表される「新思考価値」に移行したと論じられる。1980年代から21世紀までの政局や国際情勢が跡付けられつつ、イエメンの経済変化、「伝統社会」の変化、情報化、政党基盤の変化などについて論じられた。冒頭では、イエメンは政治変化が社会変容を生み出している事例であると(p. 2)との評価が述べられた。筆者の積み上げてきた研究成果が縦横無尽に展開された章であると言えるだろう。

イエメンと他国の比較については、議論が十分ではないと言えるだろう。本章では、イエメンは「(湾岸・アラビア地域以外の)他の多くの国と共通する一般性」を有する国であるが、サウジアラビア、イラン、GCC諸国は、特殊な事例であると位置づけられた。「GCCおよびイランの特殊性は、いわゆる冷戦崩壊後の世界的な変化から離れたところで成り立っている(p. 2)」と言う。そこで、本章は、イエメンの分析を通じて、湾岸地域の特性を逆照射する位置づけにあるとされた。p. 21の「変化や成長を目指した分配が求められるとき・・・」の指摘では、GCCやイランが変化や成長を目指していないとも述べている。

グローバリゼーションをあえて冒頭では「世界的な変化」と訳して議論したが(p. 17)、あまり必要はなかったのかもしれない。せつかくの議論に、誤解を生じさせてしまう余地があるかもしれない。なぜなら「世界的な変化」に晒されず、「世界的な変化」に対応しない国家はほとんどないと言えるが、グローバリゼーションへの対応には国毎に温度差があることが認められているものだからである。

P. 17以降でのイエメンのグローバル化についての議論が特に重要なポイントになっている。p. 17でHenry and Springborgの指摘を引用しているが、この著作の研究成果は、比較的到手堅いデータを駆使して多角的に中東各国のグローバル度を論じた重要なものである。P. 18で執筆者は、「イエメンの事例はグローバリゼーションに関わる典型例とはほど遠く、・・・しかし、他の国々との比較ではなく、イエメンそのものからすれば、その変化をグローバリゼーションと切り離して考えることは、決して現実的ではない」と主張する。そして、経済のみを取り上げるとイエメンはグローバル化されていると言えないが、政治経済を含めた社会的な変化へと定義を拡大すれば、イエメンの事例はグローバリゼーションに当てはまるという。ここでようやく執筆者のグローバリゼーションに関する定義が明らかにされたが、「政治経済」をトータルに捉えた枠組みで、GCCやイランについて評価しているのかは、明白ではなかった。

本章では「普通の国」と「一般の国」に関する定義が欠けている。また、いくら何でも、GCCとイランの「変化」一般が世界的な変化に対応していないとの誤解を与える記述はいささか丁寧さを欠き、根拠が不明である。イエメンと、GCCを比較する作業は、本章では行われていない。さらに、GCCやイランが変化や成長を目指していないとの指摘は、他の章とかみ合わない議論であり、事実としても暴論であろう。GCCやイランの章の執筆者は、どのような見解であろうか。

P. 17 では、一般に「イエメンにおける変化は、未だグローバリゼーションとは捉えられていない」が、執筆者は、民主化と構造調整に代表されるイエメンにおける「新思想的価値観」を「イエメンにおけるグローバリゼーション」としたいと考えていると言う。

イエメンが「普通の国」であるとの説に対して有力な反証を生ずる可能性がある要素にも考えられたが、イエメンが石油依存度が高い点についての議論は省略された。何らかの簡略な言及があってもよかっただろう。p. 21 で、1995 年に構造調整をイエメンは「小さな政府を志向する」とあるが、分配構造が GCC やイランとは異なるというデータが裏付けとしてある方が望ましいからである。

## (u) 保健サービスと貧困

### (u-1)

経済系の論文の限界があると思うが、疾病構造の変化がどこの国でも生じている。しかし、本論文は主として社会経済人口指標と医療制度、国際協力、財政などの項目との関連性を見たものである。もう少し掘り下げて、疾病構造の変化と社会経済指標や医療制度、国際協力、財政などの政策に関する事項との関連を見れば、さらに優れたものとなったと考える。

また、政府の医療政策、国際協力、財政改革、物的医療資源の状況についての考察がされているものの、人的医療資源については海外流出に関する章で取り上げられているが、その他のところではあまり取り上げられていない。

いずれも中央政府や国際機関などに似た視点から論が展開されているが、開発途上国においては、地域（現場）での問題がその国の医療システムや社会問題の起源となっていることが多いので、現場からの論点整理も必要であったと考える。

全体的には示唆にとんだ内容で、途上国の保健サービスのあり方と貧困の問題に一石を投じるものである。私自身、興味を持って読ませていただいた。

### (u-2)

読後の印象を一言でいうと、大変興味深い、というものであった。

本研究は、貧困に密接に関わる保健問題という、途上国開発に関する喫緊の課題を扱ったものである。本研究の焦点は、機能するヘルスシステムの構築である。そして各章では、その機能不全の要因について、ファイナンス、医薬品、医療提供者といった観点から分析している。手法は、主に計量分析やケーススタディである。

まず、全体的な観点からコメントしたい。本研究においては、ファイナンス、医薬品、医療提供者という、機能するヘルスシステムの構築のために重要な要素について、章ごとに分析を行っている。各章では、それぞれ詳細な事例研究が行われており、内容も総じて興味深いものである。ただあえて難をいえば、全体としてみた場合、先の三つの要素を取り上げる比重にやや偏りがあり、特に、近年注目されている医薬品に関する問題を扱う部分が少なかったのは、読者として多少不満が残った。

次に個別の章についてコメントしたい。前半では、資金面について、財政、ヘルスファイナンス、保険、外部資金（援助）と、幅広い観点から分析している。第一章は財政の役割についての分析であるが、財政の分権化という興味深い観点から分析を行っている。ただ、データの限界もありやむをえないのかもしれないが、仮説検証が間接的な推論に留まっている印象であり、もう少し踏み込んだ分析が欲しかった。第二章では、単一のケーススタディによる分析ではあるものの、ヘルスファイナンスにおける、制度設計とインセンティブという非常に重要な問題について考察している。第三章は、我が国の医療保険制度の歴史についてのレビューである。第四章は、近年途上国の保健関連援助において重要なプレイヤーとなりつつある GHPs に関する定量的な分析であり、GHPs の実態把握のために意味のある研究であると思う。

第五章は、医薬品の価格メカニズムに関する計量分析であり、手法、内容ともに興味深い。ただ、ARV と言う特定の医薬品のみを対象とした研究であり、他の医薬品との比較研究などをするとより意義深いものになったと思われる。第六章では、医療提供者の途上国から先進国への流出という問題を取り上げている。対策の一試案としてメディカルツーリズムを挙げているが、これについてはイントロダクションにもあるように、その正負両方の影響をあわせて議論する必要があるだろう。第七章は、インドの PHC に関する分析である。詳細な分析を行っているものの、前半のデータ分析と後半の考察が断絶しており、章としての一貫性に不満が残る。加えて図表もやや煩雑である。第八章は、社会的に排除された貧困層（部族）への保健サービスに関するケーススタディである。途上国の貧困問題を考えるにあたって、このような排除された人々への対応は非常に重要な観点であると思われる。

本研究は、テーマ、内容ともに、総じて評価に値するものであると思われる。今後、より包括的な形で、研究を進めていくことを一読者として期待したい。

## (v) 改革後中国農村の市場化と組織再編－中間組織の役割に関する一考察

### (v-1)

山東省のリンゴを対象に、竜頭企業と農家を介在する合作社（組織）の機能を明らかにしようとする試みは大変重要であり、好論文である。特に、従来廃棄されていた規格外品を利用した加工事業の意義を明らかにした点が評価される。

ただし、供銷社が組織する合作社には協同組合ないしは特約組合としてみても組織として未成熟なものが多く、社員の意味がはっきりしないものが多い。この事例でも社員と契約農家の相違が判然としていない。基層供銷社の場合、「分社化」により供銷社そのものの組織化を意図しているケースが多いと考えられる。中間組織（合作組織）論としては、今後この点を詰めてほしい。

以下、改善すべき点についてコメントしておく。

組織間の関係が明白に整理されていない（鎮政府・供銷社・果業合作社／村民委員会・農家グループ／合作社社員・契約農家・一般農家）。

企業 A は、果業合作社設立（2004 年）以前は各郷鎮政府と契約して加工原料を購入（P. 9L. 17）とあるが、他方で 8 鎮の供銷合作社は企業 A 設立時から 10 年以上にもわたって取引を行っている（p. 10・L8）。不整合がある。

また、企業 A は供銷社の総社の子会社であり、①の点は不明であるものの、原料集荷のために当初は郷鎮レベルの供銷社、さらに果業合作社を作らせ、後者の出資は別（独算制）としている。出資のうち投資出資のみが配当を受け、この原資は企業 A の利潤であるとしているが、果業合作社の販売は規格外品の原料にとどまらず、生食用の買い取りを行っているようであり、合作社の事業と配当原資にずれが生じている。この説明の必要がある。

果業合作社は、村を通して契約農家を募集するとあるが（p. 9・L22）、村民委員会の機能は何か。資材提供と生産履歴に関し農家のグループをつくらせ、その代表者が重要な役割を持つようであるが（p. 13・L2）、村民委員会との関連はどうか。p13L 下 5 の「村レベルの社会関係」では一般論にとどまっている。

③と関連して、果業合作社の社員の意味は何か。契約農家とどう違うのか。卒郭鎮の例では、会員総数（職員なども含む）が 400 人で（p. 10・L4）、契約農家は 138 戸（p. 11・L9）となっている。

一般農家にも生産マニュアルの配布や講習会参加が認められている理由の説明がほしい。果業合作社が公的な性質を持つ（p. 15・L12）という指摘は重要であるが、鎮あるいは村レベルでの供銷社そのものの現在の位置づけが必要であろう。

### (v-2)

全体の議論に関わる点として、以下の四点について再検討していただきたい。

第一に、問題意識と結論の提示を明確にしてほしい。「多くの国内の先行研究は、中間組織の意義は中国の農家が小規模であることから企業の取引費用を低下させるためであるとみているが、明確な回答は与えられていない(2 頁)」としているが、この説明では間違いなのか。なぜ、それ以上の要因分析が必要となってくるのだろうか。また、本稿は最終的にこれに対してどのような修正なり新しい説明を加えたのか。「取引費用低減」はむしろ副次的なものである、というインプリケーションになるのだろうか。

第二に、先行業績を適切に位置づけてほしい。「取引形態に関する数少ない実証研究」として郭(2005)が挙げられており、契約農業を規定する要因を分析した重要な先行業績とみられるが、この研究への筆者の評価はどのようなものだろうか。

第三に、研究課題全体に対する事例の位置づけを明確にしてほしい。タイトルが示す課題はあくまで「中国における契約農業」と全国を対象としている。それではこの課題を遂行するうえで、本個別事例―山東、リンゴ加工業界、A 社―を取り上げることの意味あるいは妥当性はどのようなところにあるか。たとえば「代表的」事例である、あるいは「先進的」な事例であるなど。

第四に、「取引形態」について、なにをこの事例の「特徴」として考えるのかを整理してほしい。買い取り、技術指導、生産資材の提供、使用履歴の記録(11-13 頁)などを合わせて、全体として詰まるどころどういう特色のある「取引形態」なのかが判然としない。一般的に言われている企業+合作社+農

家モデルや、他の事例における「取引形態」と比べてどこがどう特徴的なのか。この部分がはっきりしないと、続く「規定要因」の節で挙げられている諸要因が、取引のどのような「形態」を「規定」したのか曖昧になってしまう。上述の曖昧さの結果、「規定要因」が「規定」している対象がバラバラになってしまっている(13-15頁)。たとえば「農産物の安全性に関する法制度(13頁)」が規定するのは「生産履歴の記録が必要になった」という事実であり、「公的な技術普及サービスの不足(13頁)」が規定する対象はおそらく「合作社が必要となった事実」そのものであろう。また「収量の不安定性(14頁)」が規定するのは「最低保障価格や全量買い取り契約」で、「技術障壁の高さ(14頁)」が規定するのは「綿密な技術指導の存在」であろう。というように、一つのことを多面的な要因で説明するのではなく、沢山のことを多面的な要因で説明しようとしているのでまとまりが無くなってしまふ。これも前の節で「取引形態」の特徴付けをしっかりと行うことで、その特徴を説明するのに有効な要因に絞って分析することで、より有意義な説明ができるのではないか。

次にやや個別的な小さい問題点として、以下の三点を指摘しておく。

第一に、1~2頁には、トレーサビリティの確保が必要となったという新しい要因→農家との契約形態に影響→中間組織を配置して技術指導、モニタリングを強化するというロジックが見られるが、国内向け製品の生産でも中間組織というのは存在するので、つまり、「グローバルゼーション・輸出」ということと「中間組織を配置する」ことの関係はダイレクトなものではないはずで、したがってこの箇所はややミスリーディングかと思われる。

第二に、構成に関して、I-2-(3)「技術普及体制」の項は、すでにIV-1-(2)「公的な技術サービスの不足」の内容に踏み込みかけているように見える。どちらかにまとめてしまつてはいかかがか。

第三に、「調査地でも若年層は青島、煙台等に出稼ぎに出ており(8頁)」の部分と、「調査地域は大都市に近く…出稼ぎを行うより企業Aとの契約の継続を選択している(16-17頁)」の部分は、少なくとも字面上は矛盾している。

## (w) 東アジア地域統合の展開とオーストラリアの対 ASEAN 経済外交政策

(w-1)

本稿（「東アジア地域統合の展開とオーストラリアの対 ASEAN 経済外交政策」）は、オーストラリアの対外経済政策について、ASEAN 外交を中心に長期的なタイムスパンで、かつ詳細に論じた好論文である。

著者は、分析上の視点としてアドボカシー・コアリションに着目し、オーストラリアの対外経済政策を支えるコアリションの変化を、アイディアの移動に伴うダイナミズムとして捉えている。そのため、政策決定過程のなかでも審議機関における政策の検討と、その報告書の重要性がクローズアップされている。オーストラリアの政策が、APEC を重視するものから、FTA を重視する方針へと転換する過程においても、そうしたアイディアとコアリションの変化を認め、それが政策転換の主因であると結論づけている。

日本語による研究において、オーストラリアの対外経済政策の本格的分析はあまりなく、またそれを対 ASEAN 政策において論じた研究は、さらに限られている。その意味において、本稿には重要な意義があると考えられる。

しかし、本稿にも問題はあり、政策アイディアに着目しながらも、その分析が必ずしも一貫せず、しばしば著者による合理的選択的分析（オーストラリアにとっての利益を著者が判断）が見られる。また、アドボカシー・ネットワークに着目しながらも、そのネットワークにおいて、特定の政策アイディアがなぜ、どのようにして浮上し、関係者の間に広がり、受容されていったのかは、殆ど説明されていない。その結果、経済的・政治的利益による代替的説明が可能で、政策アイディアに着目した意義が不明確な場合も認められる。さらに、審議機関による報告書と実際の政策とについて、相関関係は指摘されているものの、具体的な因果関係が説明されておらず、そのためにオーストラリアにおける対外経済政策のパターンや法則性を明確化するには至っていない。

とはいえ、多くの資料を扱い、事実関係を丹念に辿り、詳細に再構成した労作であり、その意義は高いものと言える。

(w-2)

本研究は、過去 20 年ほどのオーストラリアの対 ASEAN アプローチの変遷を追いながら、日本のメディアでも「脱欧入亜」と騒がれた、この時期の同国の対外経済政策の実相を抽出しようと試みたものである。

必要とされる参考文献はほぼ網羅されており、本研究全体を通して、ASEAN を通じたオーストラリアの対アジア太平洋地域経済協力政策が、いかなる思惑から積極的に展開されたのか、あるいは過去には展開されなかったのか、といった問題へのそれなりの回答を導き出させている、と認められる。それを筆者は、多国間自由化推進をめざす勢力と、二国間主義を追求する連合という、二つの「国家社会連合」の盛衰によるものと、主張している。つまり、1980 年代末から 1990 年代前半にかけて、労働党政権が APEC 設立を主導するなど、多国間地域協力を精力的に進めていった時期は、「多国間自由化推進連合」が、それ以前の「保護主義連合」が優勢だった時代を長い時間をかけて形成を逆転し、政府内でも経済界や学界、言論界でも支配的になっていった時期に重なっていると指摘する。一方で、1990 年代後半から 21 世紀にかけては、「多国間自由化推進連合」に取って代って、「二国間主義連合」が台頭してきて、シンガポールやタイ、あるいは米国との FTA 二国間自由貿易協定網を拡充していった時期と区分している。ただし、こうした「国家社会連合」の交代は長い時間をかけなければ実現できず、それゆえ、1990 年代半ばに誕生した保守系政権にしても、当初は外交レトリックのうえで、「二国間主義」を提唱していたとしても、実際には前政権以来の多国間のアプローチを踏襲する傾向が見られ、本格的に相互主義を旨とする「二国間主義」に切り替えたのは、21 世紀に入ってからであったと論じている。

以上の論考そのものは、実状を忠実に表していると言える。ところが、このような「保護主義連合」から「多国間自由化連合」へ、それから「二国間主義」へと変遷していく過程、あるいはその背景の考察が少々弱いと指摘せざるをえない。それは、筆者が「国家社会連合」というモデルに固執するあまり、オーストラリアの経済外交政策アプローチの変化を異なる連合間の勢力逆転という要因によるものと説明しようとして、むしろその表層に見えてくる政治的レトリックの対立・変化、あるいはそうした変

化の背景に介在する政治的思惑への配慮が不足していることによるものと思われる。

もう一つの弱点として、「多国間自由化推進」にせよ、「二国間主義」にせよ、そうした「連合」の発生要因や構成要素への切り込みが甘い点が挙げられる。ことに、それぞれの推進役が誰であったか、首相や外相など政府トップレベルの人間以外の名前は、インタビュー調査時の制約によるのかもしれないが、ほとんど出てこない。そのため、政策の転換が「国家社会連合」の勢力逆転によるものだと言われても、やはり政権が交代したからにすぎないのではないかと単純な図式で説明したほうがむしろ説得力が増すような印象を与えてしまう。

以上の難点については、今後筆者に対して、論旨の整理を期待したい。

とはいえ、1986年のGATTウルグアイ・ラウンドに備えての、ケアンズ・グループ結成により、中小農業輸出国の結束を通じてオーストラリアが農産物自由化に向けての国際的圧力を集約しようとした際に、ASEANと歩調を合わせることに死活的に重要であったこと、そのような協力の実績の積み重ねが89年のAPEC設立を円滑化させたこと、1993年のAFTA東南アジア自由貿易地域構想の提示に反応して、オーストラリアからCER豪NZ自由貿易地域協定とのドッキングを図ったこと、また1997年のアジア通貨危機や独裁的政権の崩壊などの政治経済的異変を受けて、AFTA-CERといったアジア太平洋地域多国間地域協力の流れが萎え、それへの反発の結果豪国内が内向きになってハワード政権からは、対東南アジア積極姿勢が薄れてしまったこと、などは興味深い多国間協力の成功と失敗の実例の紹介と認めることができる。

以上の点に鑑みれば、本研究の査読の結果、評者としては一定の評価を与えるべく、先に定量的評価を下したことを、ここに報告したい。

## (x) 革命後イランにおける農村部中小都市(ルースター・シャフル)の形成についての研究

(x-1)

イラン社会の構造的特質についてフィールド調査と文献学的な手法の総合により新たな地平を開いた仕事として評価できる労作である。

(x-2)

書評ほど多くの紙数を費やせないなので、箇条書きのかたちで整理し、批評、コメントをさせていただくことをお許しいただきたい。

著者の問題意識、方法論についてはイランに関心を有する評者にとっても同感であり、斬新的だとの思いを深くする。1960年代初頭の農地改革の頃からすでに現象的にはその兆候がみえていた「都市化」によるイラン社会の構造的変動は1979年のイラン革命後も止まらず、むしろ加速しているという著者の指摘は現代のイラン社会をとらえていく視点としてきわめて重要だと思われる。この「都市化」現象を地方社会において成長してきている農村部の中小都市(ルースター・シャフル)の形成、発展に着目する著者の視点は卓抜である。

このルースター・シャフルを調査していくやり方としてこれまで大野盛雄などによって好んで採用されてきた住み込み調査でなく、移動調査にしたことは、フィールド調査に対して風穴を開けようとする著者の並々ならぬ意欲が感じられる。潤沢な調査費用、調査時間があるからこそ実現できたと思われるが、169箇所のルースター・シャフルを訪れ、粘り強くインタビューを行い、DVCなどのかたちで記録に取ったことに深い敬意を表する。

ただ、その結果を著者の意図、目的の通りに叙述、表現することができたかどうかという点になると、評者には若干の不満が残る。とくに第2章の予備調査の報告、とくに個々のルースター・シャフルにかんする説明の部分は、類型化という分析手法を使って書かれているにもかかわらず、羅列的で平板な感が否めない。この章を読んだ感想は、イランでこれまで数多く出版されてきた郷土史的な地方史によくみられる地誌という印象が濃く、もう少し農村から都市へと変貌を遂げようとするルースター・シャフルの息吹が伝わってくるような記述の仕方を工夫してもよかったのではなかったかと思われる。ただ、この章をペルシア語にして出版すると1999年以降のイランの地方社会の構造的変容を克明に記述した貴重な資料としてイラン人社会では受け入れられるかもしれない。

叙述の問題は、東アゼルバイジャン州のミーヤーネ周辺(第3章)、エスファファーン州のザーヤンデ川流域(第4章)、フーズスターン州のデズフル周辺(第5章)に移っても同じように感じられる。これら三章の部分は移動調査というよりも住み込み調査に近い定点観測のかたちをとっている。第2章にくらべて深く入り込み、記述も精細になっていることは間違いないところである。しかし、基本的にはインタビューに対する答えを紹介するというかたちがとられており、もう少し生彩のある地方社会の変貌ぶりが読者に伝わってくるような工夫があってもよかったのではなかったかと思われる。査読原稿では、本文と統計資料、写真が別々になっており、このことも以上のような印象をもたせる一因になっているのかもしれない。

②の評価でBとしたのは、序章、第1章、第6章の方法論はきわめて斬新で妥当であるにもかかわらず、実証と資料提示において注文があるという思いからである。これがAという評価につながらなかった。フィールドワークのやり方としては対象地域、人の輪の中に徹底して入っていくという大野盛雄の方法が評者にとっては今なお鮮烈な印象が残るが、これを越えた移動調査の記述を是非とも編み出してもらいたいものである。

今回の報告はルースター・シャフル形成の社会経済的要因の分析にもつばら重点が置かれて書かれている。しかし、序章、あるいは第6章の結論で著者も述べているようにルースター・シャフルの成長・発展を考えていく場合、現代イラン社会における地方自治の発展という点から分析していくことも重要である。これが十分になされていないため叙述自体が比較的単調になってしまったと思われる。これを補い、さらに研究の厚みを増すことを強く要望する次第である。

## (y)エジプトにおける経済改革の歴史と展望

(y-1)

査読者は経済学の専門家ではないので、誤解している面があるかもしれないが、常態的な貧困と失業、物価上昇に苦しむエジプト経済の救済策を提示し、エジプト社会の開発に貢献する研究になっているかどうか、疑問を感じざるをえない。

第1章から第4章までは、過去の経緯と金融政策が中心に議論されており、後半に現在のエジプト経済改革についての議論が来ている。「歴史と展望」というタイトルからは当然のページ配分であるかもしれないが、歴史的経緯の中に今日の混乱の要因があるとすれば、もう少し、過去の経緯と現在の経済的諸問題との関連性を論じて欲しかったように思われる。過去は過去、現在は現在、という単純な切り口になっているように見えてしまうことは、本研究にとっては、形式的な側面かもしれないが、勿体ないと思う。

エジプトの経済政策についての歴史的経緯の説明や、先行研究のフォローについては、かなり研究成果が上がっていると、評価される。しかし、「調査研究実施細目」(6)「期待される成果」と(7)「社会的貢献」に上げられているような成果が上がっていないように思われる。この研究が中東の経済「研究」に貢献できるとしても、ここにはエジプトや中東の経済発展や貧困撲滅、経済格差の減少などの社会的・国際的な「貢献」につながるような、画期的な提言は見られないことが、残念である。

第8章の18ページに「エジプト社会全体を包むアカウンタビリティを高めることである」とまことに簡単に結語しているが、これこそ、一言では解決しない、大きな問題であり、そのためにどうすればいいのか、という提言が必要であった。

また、急いで作成されたものであるためか、誤字・脱字、改行ミス、文章の不備などが多い。選書として発行される際には、校正をきちんとおこなわれることをお勧めする。

しかし、そうであっても、本研究が非常な労作であり、研究成果全体としては、大変、評価できるものであることには、変りはないと思われる。本研究者の次回の研究についての「期待感」と受け止めて頂きたい。

(y-2)

近年、注目されつつあるとはいえ、情報不足である中東地域に関する研究業績として、非常に有益な報告書であると評価できる。執筆者、編集者のみなさんに対しては敬意を表したいと思う。

ただ、方法論の面で、いささか疑問がある。各国の経済発展、開発戦略の有効性などは、当該時の世界経済の構造に規定されるが、このような視点が軽視されている。1950-60年代と、それ以降は世界経済の構造がかなり違っている。

一般的に、外向きの政策がいい、いや、内需中心型がいいなどといっても意味がない。

高度成長の中身は、第2次大戦前にアメリカで成立した大量生産型の耐久消費財産業（自動車、家電など）が欧日に拡大したということだ。日本を見ても、ほとんど何もなかった家庭に、テレビ、冷蔵庫、洗濯機が次々と入っていった、三丁目の夕日の世界であった。次々と出てくる新産業、新製品への投資に産業企業は追われており、日銀の通貨膨張→メインバンク→産業企業という経路によって、何とか投資が可能になったといえる。

外向きの政策＝輸出志向型の開発は、先進国企業の製造業直接投資に多くを依存している。50-60年代に実現しようと思っても不可能であっただろう。実際、50-60年代の直接投資をみると、製造業は、欧州共同市場に対応するための米国企業による対欧州投資が基本で、途上国に対しては、資源開発投資がほとんどである。

これは、途上国の開発戦略の問題ではなく、先進国企業が、途上国の製造業に直接投資をする必然性がなかったからと考えられる。企業は儲かればどんどん投資するが、儲からなければ投資はしない。

60年代後半の先進国における、摩擦激化、賃金爆発＝高コスト経済の顕在化、80年代のME技術、情報ネットワーク技術の発展がなければ、輸出志向型戦略の実現は困難だったと考えられる。

## アジア経済研究所 業績評価の実績

年 度	評 価 の 体 制 と 対 象
1993(平成5)年度	業績評価作業に着手。出版物4点を対象に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究双書「発展途上国のビジネスグループ」、「経済発展と金融自由化」 「開発と政治－ASEAN 諸国の開発体制」</li> <li>・ アジアの経済圏シリーズ 「長江流域の経済発展－中国の市場経済化と地域開発－」</li> </ul>
1994(平成6)年度	規程を制定し、外部有識者を含む業績評価委員会体制を敷く。 2研究会を対象に、その発足、実施体制から成果内容までを評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究会「途上国の貿易自由化政策と経済開発」(平成4、5年度実施)</li> <li>・ 研究会「中東社会における権力関係の動態」(平成4、5年度実施)</li> </ul>
1995(平成7)年度	終了した大型プロジェクト全体について成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア工業化展望総合研究事業(昭和61年度－平成6年度実施)</li> </ul>
1996(平成8)年度	継続中の調査研究事業を取り上げ、その成果物を含めて総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動向分析事業(平成7年度実施)</li> </ul>
1997(平成9)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中東総合研究事業(平成8年度実施)</li> </ul>
1998(平成10)年度	研究業績評価事業と改定。調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機動分析情報事業(平成10年1月～12月実施)</li> </ul>
2000(平成12)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア工業圏経済予測事業(平成8年度～平成12年度実施)</li> </ul>
2001(平成13)年度	調査研究事業とその成果物について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アフリカ研究(主に三地域等総合研究事業)(平成10年度～平成13年度実施)</li> </ul>
2002(平成14)年度	調査研究事業とその成果物および調査研究事業以外の事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21世紀の開発戦略事業(平成10年度～平成13年度実施)</li> <li>・ アジア経済研究所図書館事業</li> </ul>
2003(平成15)年度	研究所の全事業について総合的に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館事業</li> <li>・ 成果普及事業</li> <li>・ 研究交流事業</li> <li>・ 人材育成事業</li> <li>・ 調査研究事業</li> <li>・ 研究支援業務</li> </ul>
2004(平成16)年度	研究所の全事業について総合的に評価。(但し、管理部門(研究支援業務)については各事業の中で言及し、評価対象から除外。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館事業</li> <li>・ 成果普及事業</li> <li>・ 研究交流事業</li> <li>・ 人材育成事業</li> <li>・ 調査研究事業</li> </ul>
2005(平成17)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館事業</li> <li>・ 調査研究事業</li> </ul>
2006(平成18)年度	調査研究事業の最終成果と図書館事業について総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館事業</li> </ul> 調査研究事業

(1999(平成11)年度は幕張への移転等の事情により実施せず)

## 2007年度アジア経済研究所業績評価報告書

---

2008年5月発行

発行 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所

〒261-8545

千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2

TEL : 043-299-9526 FAX : 043-299-9724